

原 発 本 第 164 号

令 和 2 年 9 月 8 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3
の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、
下記のとおり玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画変更認可の申請を
いたします。

記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 九州電力株式会社

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所

所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

三 発電用原子炉の名称

名 称 玄海原子力発電所 1号原子炉

四 変更に係る事項

令和2年3月18日付け原規規発第2003183号をもって認可を受けた玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書の記載事項中、「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」を「八 核燃料物質の管理及び譲渡し」に、「七 核燃料物質による汚染の除去」を「九 核燃料物質による汚染の除去」に、「八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」を「十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に、「九 廃止措置の工程」を「十一 廃止措置の工程」に読み替えるとともに、次の事項の記述を別紙のとおり変更又は追加する。

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

九 核燃料物質による汚染の除去

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

十一 廃止措置の工程

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

五 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年1月23日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われたことから、関連する廃止措置計画変更認可申請書の記述の変更及び記述の追加を行う。

(2) その他、記載の適正化等を行う。

別紙

変 更 の 内 容

四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を、玄海原子力発電所
1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり
変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
四 廃止措置対象施設及びその敷地 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 廃止措置対象施設の範囲は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた 1 号炉の発電用原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）である。 なお、<u>2 号炉</u>、<u>3 号炉</u>又は 4 号炉との共用施設については、<u>2 号炉</u>、<u>3 号炉</u>又は 4 号炉にて保守管理を実施し、<u>2 号炉</u>、<u>3 号炉</u>又は 4 号炉の原子炉施設として施設定期検査を受けるものとする。 また、<u>3 号炉</u>又は 4 号炉との共用施設は、1 号炉の廃止措置終了後も 3 号炉又は 4 号炉の原子炉施設として引き続き供用する。 廃止措置対象施設の範囲を第 4.1 表に示す。 玄海原子力発電所の敷地面積は、約 84 万 m²であり、東側の敷地境界に隣接する地役権設定地域等の面積は、約 6 万 m²である。この敷地に 1 号炉から 4 号炉までの 4 基の原子炉施設が設置されており、<u>3 号炉</u>及び 4 号炉は発電用として現在も使用中である。 玄海原子力発電所の敷地付近地図を第 4.1 図に示す。	四 廃止措置対象施設及びその敷地 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 廃止措置対象施設の範囲は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた 1 号炉の発電用原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）である。 なお、2 号、3 号又は 4 号炉との共用施設については、2 号、3 号又は 4 号炉にて施設管理を実施する。また、3 号又は 4 号炉との共用施設は、1 号炉の廃止措置終了後も 3 号又は 4 号炉の原子炉施設として引き続き供用する。 廃止措置対象施設の範囲を第 4.1 表に示す。 玄海原子力発電所の敷地面積は、約 84 万 m²であり、東側の敷地境界に隣接する地役権設定地域等の面積は、約 6 万 m²である。この敷地に 1 号炉から 4 号炉までの 4 基の原子炉施設が設置されており、3 号及び 4 号炉は発電用として現在も使用中である。 玄海原子力発電所の敷地付近地図を第 4.1 図に示す。	・記載の適正化 ・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映) ・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																														
第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲（１／３） <table> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td><td>その他の主要な構造</td><td>原子炉補助建屋※¹</td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td><td>炉心</td><td>炉心支持構造物</td></tr> <tr> <td>燃料体</td><td>燃料集合体</td></tr> <tr> <td>原子炉容器</td><td>原子炉容器</td></tr> <tr> <td>放射線遮へい体</td><td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td rowspan="3">核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）</td><td>燃料取替装置</td></tr> <tr> <td>燃料移送装置※¹※²</td></tr> <tr> <td>除染装置※¹※²</td></tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td><td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※¹※²</td></tr> <tr> <td rowspan="12">原子炉冷却系統施設</td><td rowspan="4">1 次冷却設備</td><td>蒸気発生器</td></tr> <tr> <td>1 次冷却材ポンプ</td></tr> <tr> <td>1 次冷却材管</td></tr> <tr> <td>加圧器</td></tr> <tr> <td>2 次冷却設備</td><td>タービン</td></tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td><td>高圧注入系</td></tr> <tr> <td>低圧注入系</td></tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td></tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>余熱除去設備</td></tr> <tr> <td>タービンバイパス設備</td></tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td></tr> </table> ※¹：2 号炉との共用施設 ※²：当該施設のうち一部が 3 号炉又は 4 号炉との共用施設 ※³：当該施設のうち全てが 3 号炉又は 4 号炉との共用施設	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※ ¹	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置	燃料移送装置※ ¹ ※ ²	除染装置※ ¹ ※ ²	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※ ¹ ※ ²	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	蒸気発生器	1 次冷却材ポンプ	1 次冷却材管	加圧器	2 次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高圧注入系	低圧注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	タービンバイパス設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁	第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲（１／３） <table> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td><td>その他の主要な構造</td><td>原子炉補助建屋※¹</td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td><td>炉心</td><td>炉心支持構造物</td></tr> <tr> <td>燃料体</td><td>燃料集合体</td></tr> <tr> <td>原子炉容器</td><td>原子炉容器</td></tr> <tr> <td>放射線遮へい体</td><td>原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td></tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td rowspan="3">核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）</td><td>燃料取替装置</td></tr> <tr> <td>燃料移送装置※¹※²</td></tr> <tr> <td>除染装置※¹※²</td></tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td><td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※¹※²</td></tr> <tr> <td rowspan="12">原子炉冷却系統施設</td><td rowspan="4">1 次冷却設備</td><td>蒸気発生器</td></tr> <tr> <td>1 次冷却材ポンプ</td></tr> <tr> <td>1 次冷却材管</td></tr> <tr> <td>加圧器</td></tr> <tr> <td>2 次冷却設備</td><td>タービン</td></tr> <tr> <td rowspan="3">非常用冷却設備</td><td>高圧注入系</td></tr> <tr> <td>低圧注入系</td></tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td></tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td><td>化学体積制御設備</td></tr> <tr> <td>余熱除去設備</td></tr> <tr> <td>タービンバイパス設備</td></tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td></tr> </table> ※¹：2 号炉との共用施設 ※²：当該施設のうち一部が 3 号又は 4 号炉との共用施設 ※³：当該施設のうち全てが 3 号又は 4 号炉との共用施設	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※ ¹	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置	燃料移送装置※ ¹ ※ ²	除染装置※ ¹ ※ ²	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※ ¹ ※ ²	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	蒸気発生器	1 次冷却材ポンプ	1 次冷却材管	加圧器	2 次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高圧注入系	低圧注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学体積制御設備	余熱除去設備	タービンバイパス設備	主蒸気安全弁及び大気放出弁	・記載の適正化
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																														
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※ ¹																																																																														
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																														
	燃料体	燃料集合体																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																														
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置																																																																														
		燃料移送装置※ ¹ ※ ²																																																																														
		除染装置※ ¹ ※ ²																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※ ¹ ※ ²																																																																														
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	蒸気発生器																																																																														
		1 次冷却材ポンプ																																																																														
		1 次冷却材管																																																																														
		加圧器																																																																														
	2 次冷却設備	タービン																																																																														
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																														
		低圧注入系																																																																														
		蓄圧注入系																																																																														
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																														
		余熱除去設備																																																																														
		タービンバイパス設備																																																																														
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																														
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																														
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※ ¹																																																																														
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																														
	燃料体	燃料集合体																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																														
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置																																																																														
		燃料移送装置※ ¹ ※ ²																																																																														
		除染装置※ ¹ ※ ²																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※ ¹ ※ ²																																																																														
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	蒸気発生器																																																																														
		1 次冷却材ポンプ																																																																														
		1 次冷却材管																																																																														
		加圧器																																																																														
	2 次冷却設備	タービン																																																																														
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																														
		低圧注入系																																																																														
		蓄圧注入系																																																																														
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																														
		余熱除去設備																																																																														
		タービンバイパス設備																																																																														
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																														

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																										
第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲（2 / 3） <table><tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr><tr><td rowspan="8">計測制御系統施設</td><td rowspan="2">計装</td><td>核計装</td></tr><tr><td>その他の主要な計装</td></tr><tr><td rowspan="2">安全保護回路</td><td>原子炉停止回路</td></tr><tr><td>その他の主要な安全保護回路</td></tr><tr><td rowspan="2">制御設備</td><td>制御材</td></tr><tr><td>制御材駆動設備</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の主要な事項</td><td>1 次冷却材温度制御設備</td></tr><tr><td>加圧器制御設備</td></tr><tr><td rowspan="16">放射性廃棄物の廃棄施設</td><td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）</td><td>ガス圧縮装置※1</td></tr><tr><td>ガス減衰タンク※1</td></tr><tr><td>原子炉補助建屋排気筒</td></tr><tr><td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）</td><td>ほう酸回収系</td></tr><tr><td>廃液処理系※1</td></tr><tr><td>洗浄排水処理系※1※3</td></tr><tr><td>復水器冷却水放水口※1※2</td></tr><tr><td rowspan="9">固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td><td>アスファルト固化装置※1</td></tr><tr><td>セメント固化装置※1※2</td></tr><tr><td>ペイラ※1※2</td></tr><tr><td>雑固体焼却設備※1※3</td></tr><tr><td>燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備※1※3</td></tr><tr><td>雑固体熔融処理設備※1※3</td></tr><tr><td>使用済樹脂貯蔵タンク※1※2</td></tr><tr><td>使用済樹脂処理装置※1</td></tr><tr><td>固体廃棄物貯蔵庫※1※3</td></tr><tr><td>蒸気発生器保管庫※1※3</td></tr></table>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※1	ガス減衰タンク※1	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系	廃液処理系※1	洗浄排水処理系※1※3	復水器冷却水放水口※1※2	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	アスファルト固化装置※1	セメント固化装置※1※2	ペイラ※1※2	雑固体焼却設備※1※3	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備※1※3	雑固体熔融処理設備※1※3	使用済樹脂貯蔵タンク※1※2	使用済樹脂処理装置※1	固体廃棄物貯蔵庫※1※3	蒸気発生器保管庫※1※3	第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲（2 / 3） <table><tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr><tr><td rowspan="8">計測制御系統施設</td><td rowspan="2">計装</td><td>核計装</td></tr><tr><td>その他の主要な計装</td></tr><tr><td rowspan="2">安全保護回路</td><td>原子炉停止回路</td></tr><tr><td>その他の主要な安全保護回路</td></tr><tr><td rowspan="2">制御設備</td><td>制御材</td></tr><tr><td>制御材駆動設備</td></tr><tr><td rowspan="2">その他の主要な事項</td><td>1 次冷却材温度制御設備</td></tr><tr><td>加圧器制御設備</td></tr><tr><td rowspan="16">放射性廃棄物の廃棄施設</td><td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）</td><td>ガス圧縮装置※1</td></tr><tr><td>ガス減衰タンク※1</td></tr><tr><td>原子炉補助建屋排気筒</td></tr><tr><td rowspan="4">液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）</td><td>ほう酸回収系</td></tr><tr><td>廃液処理系※1</td></tr><tr><td>洗浄排水処理系※1※3</td></tr><tr><td>復水器冷却水放水口※1※2</td></tr><tr><td rowspan="9">固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td><td>アスファルト固化装置※1</td></tr><tr><td>セメント固化装置※1※2</td></tr><tr><td>ペイラ※1※2</td></tr><tr><td>雑固体焼却設備※1※3</td></tr><tr><td>燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備※1※3</td></tr><tr><td>雑固体熔融処理設備※1※3</td></tr><tr><td>使用済樹脂貯蔵タンク※1※2</td></tr><tr><td>使用済樹脂処理装置※1</td></tr><tr><td>固体廃棄物貯蔵庫※1※3</td></tr><tr><td>蒸気発生器保管庫※1※3</td></tr></table>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※1	ガス減衰タンク※1	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系	廃液処理系※1	洗浄排水処理系※1※3	復水器冷却水放水口※1※2	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	アスファルト固化装置※1	セメント固化装置※1※2	ペイラ※1※2	雑固体焼却設備※1※3	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備※1※3	雑固体熔融処理設備※1※3	使用済樹脂貯蔵タンク※1※2	使用済樹脂処理装置※1	固体廃棄物貯蔵庫※1※3	蒸気発生器保管庫※1※3	・ 記載の適正化
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																										
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																										
		その他の主要な計装																																																																										
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																										
		その他の主要な安全保護回路																																																																										
	制御設備	制御材																																																																										
		制御材駆動設備																																																																										
	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備																																																																										
		加圧器制御設備																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※1																																																																										
		ガス減衰タンク※1																																																																										
		原子炉補助建屋排気筒																																																																										
	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系																																																																										
		廃液処理系※1																																																																										
		洗浄排水処理系※1※3																																																																										
		復水器冷却水放水口※1※2																																																																										
	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	アスファルト固化装置※1																																																																										
		セメント固化装置※1※2																																																																										
		ペイラ※1※2																																																																										
		雑固体焼却設備※1※3																																																																										
		燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備※1※3																																																																										
		雑固体熔融処理設備※1※3																																																																										
		使用済樹脂貯蔵タンク※1※2																																																																										
		使用済樹脂処理装置※1																																																																										
		固体廃棄物貯蔵庫※1※3																																																																										
蒸気発生器保管庫※1※3																																																																												
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																										
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																										
		その他の主要な計装																																																																										
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																										
		その他の主要な安全保護回路																																																																										
	制御設備	制御材																																																																										
		制御材駆動設備																																																																										
	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備																																																																										
		加圧器制御設備																																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※1																																																																										
		ガス減衰タンク※1																																																																										
		原子炉補助建屋排気筒																																																																										
	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系																																																																										
		廃液処理系※1																																																																										
		洗浄排水処理系※1※3																																																																										
		復水器冷却水放水口※1※2																																																																										
	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	アスファルト固化装置※1																																																																										
		セメント固化装置※1※2																																																																										
		ペイラ※1※2																																																																										
		雑固体焼却設備※1※3																																																																										
		燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備※1※3																																																																										
		雑固体熔融処理設備※1※3																																																																										
		使用済樹脂貯蔵タンク※1※2																																																																										
		使用済樹脂処理装置※1																																																																										
		固体廃棄物貯蔵庫※1※3																																																																										
蒸気発生器保管庫※1※3																																																																												

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																														
第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲（3 / 3） <table><tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr><tr><td rowspan="9">放射線管理施設</td><td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td><td>放射線監視設備※1</td></tr><tr><td>放射線管理設備※1※2</td></tr><tr><td rowspan="7">屋外管理用の主要な設備</td><td>排気モニタ</td></tr><tr><td>排水モニタ</td></tr><tr><td>気象観測設備※1※3</td></tr><tr><td>敷地内外の固定モニタ※1※3</td></tr><tr><td>放射能観測車※1※3</td></tr><tr><td>環境試料の放射線測定装置※1※3</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td rowspan="5">原子炉格納施設</td><td>構造</td><td>原子炉格納容器</td></tr><tr><td rowspan="4">その他の主要な事項</td><td>原子炉格納容器空気再循環設備</td></tr><tr><td>原子炉格納容器換気設備</td></tr><tr><td>アニュラス空気再循環設備</td></tr><tr><td>原子炉格納容器スプレイ設備</td></tr><tr><td rowspan="3">その他原子炉の 付属設備</td><td rowspan="3">非常用電源設備</td><td>受電系統※1※2</td></tr><tr><td>ディーゼル発電機</td></tr><tr><td>蓄電池</td></tr><tr><td>その他主要施設</td><td>建物及び構築物</td><td>タービン建屋</td></tr></table> ※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1	放射線管理設備※1※2	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	排水モニタ	気象観測設備※1※3	敷地内外の固定モニタ※1※3	放射能観測車※1※3	環境試料の放射線測定装置※1※3		原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他原子炉の 付属設備	非常用電源設備	受電系統※1※2	ディーゼル発電機	蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲（3 / 3） <table><tr><th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr><tr><td rowspan="9">放射線管理施設</td><td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td><td>放射線監視設備※1</td></tr><tr><td>放射線管理設備※1※2</td></tr><tr><td rowspan="7">屋外管理用の主要な設備</td><td>排気モニタ</td></tr><tr><td>排水モニタ</td></tr><tr><td>気象観測設備※1※3</td></tr><tr><td>敷地内外の固定モニタ※1※3</td></tr><tr><td>放射能観測車※1※3</td></tr><tr><td>環境試料の放射線測定装置※1※3</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td rowspan="5">原子炉格納施設</td><td>構造</td><td>原子炉格納容器</td></tr><tr><td rowspan="4">その他の主要な事項</td><td>原子炉格納容器空気再循環設備</td></tr><tr><td>原子炉格納容器換気設備</td></tr><tr><td>アニュラス空気再循環設備</td></tr><tr><td>原子炉格納容器スプレイ設備</td></tr><tr><td rowspan="3">その他原子炉の 付属設備</td><td rowspan="3">非常用電源設備</td><td>受電系統※1※2</td></tr><tr><td>ディーゼル発電機</td></tr><tr><td>蓄電池</td></tr><tr><td>その他主要施設</td><td>建物及び構築物</td><td>タービン建屋</td></tr></table> ※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1	放射線管理設備※1※2	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	排水モニタ	気象観測設備※1※3	敷地内外の固定モニタ※1※3	放射能観測車※1※3	環境試料の放射線測定装置※1※3		原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	その他原子炉の 付属設備	非常用電源設備	受電系統※1※2	ディーゼル発電機	蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	・記載の適正化
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																														
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1																																																														
		放射線管理設備※1※2																																																														
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																														
		排水モニタ																																																														
		気象観測設備※1※3																																																														
		敷地内外の固定モニタ※1※3																																																														
		放射能観測車※1※3																																																														
		環境試料の放射線測定装置※1※3																																																														
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																																														
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																														
		原子炉格納容器換気設備																																																														
		アニュラス空気再循環設備																																																														
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																														
その他原子炉の 付属設備	非常用電源設備	受電系統※1※2																																																														
		ディーゼル発電機																																																														
		蓄電池																																																														
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋																																																														
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																														
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1																																																														
		放射線管理設備※1※2																																																														
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																														
		排水モニタ																																																														
		気象観測設備※1※3																																																														
		敷地内外の固定モニタ※1※3																																																														
		放射能観測車※1※3																																																														
		環境試料の放射線測定装置※1※3																																																														
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																																														
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																														
		原子炉格納容器換気設備																																																														
		アニュラス空気再循環設備																																																														
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																														
その他原子炉の 付属設備	非常用電源設備	受電系統※1※2																																																														
		ディーゼル発電機																																																														
		蓄電池																																																														
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋																																																														

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																		
第 4.4 表 放射性固体廃棄物の貯蔵又は保管場所ごとの種類及び数量 平成 28 年 9 月 30 日現在 <table><tr><th>廃棄物の貯蔵又は保管場所</th><th>廃棄物の種類</th><th>貯蔵又は保管量</th></tr><tr><td>使用済樹脂貯蔵タンク</td><td>使用済樹脂</td><td>181 m^{3※1}</td></tr><tr><td rowspan="3">使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td><td>使用済制御棒クラスタ</td><td>92 体</td></tr><tr><td>使用済バーナブルボイズン</td><td>192 体^{※2※3}</td></tr><tr><td>使用済ブラギングデバイス</td><td>155 体</td></tr><tr><td rowspan="3">固体廃棄物貯蔵庫</td><td>均質固化体（ドラム缶）</td><td>1,377 本</td></tr><tr><td>雑固体廃棄物（ドラム缶）</td><td>4,242 本^{※4}</td></tr><tr><td>雑固体廃棄物（その他）</td><td>642 本^{※4}</td></tr><tr><td rowspan="2">蒸気発生器保管庫</td><td>蒸気発生器</td><td>2 基</td></tr><tr><td>保管容器</td><td>310 m^{3※5}</td></tr></table> ※ 1：2 号炉、3 号炉及び 4 号炉で発生した廃棄物を含む。 ※ 2：192 体の内 114 体は減容済である。 ※ 3：4 号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵中の 28 体を含む。 ※ 4：200L ドラム缶相当での保管数量である。 ※ 5：原子炉容器上部ふた及び炉内構造物を含む。	廃棄物の貯蔵又は保管場所	廃棄物の種類	貯蔵又は保管量	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂	181 m ^{3※1}	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済制御棒クラスタ	92 体	使用済バーナブルボイズン	192 体 ^{※2※3}	使用済ブラギングデバイス	155 体	固体廃棄物貯蔵庫	均質固化体（ドラム缶）	1,377 本	雑固体廃棄物（ドラム缶）	4,242 本 ^{※4}	雑固体廃棄物（その他）	642 本 ^{※4}	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基	保管容器	310 m ^{3※5}	第 4.4 表 放射性固体廃棄物の貯蔵又は保管場所ごとの種類及び数量 平成 28 年 9 月 30 日現在 <table><tr><th>廃棄物の貯蔵又は保管場所</th><th>廃棄物の種類</th><th>貯蔵又は保管量</th></tr><tr><td>使用済樹脂貯蔵タンク</td><td>使用済樹脂</td><td>181 m^{3※1}</td></tr><tr><td rowspan="3">使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td><td>使用済制御棒クラスタ</td><td>92 体</td></tr><tr><td>使用済バーナブルボイズン</td><td>192 体^{※2※3}</td></tr><tr><td>使用済ブラギングデバイス</td><td>155 体</td></tr><tr><td rowspan="3">固体廃棄物貯蔵庫</td><td>均質固化体（ドラム缶）</td><td>1,377 本</td></tr><tr><td>雑固体廃棄物（ドラム缶）</td><td>4,242 本^{※4}</td></tr><tr><td>雑固体廃棄物（その他）</td><td>642 本^{※4}</td></tr><tr><td rowspan="2">蒸気発生器保管庫</td><td>蒸気発生器</td><td>2 基</td></tr><tr><td>保管容器</td><td>310 m^{3※5}</td></tr></table> ※ 1：2 号、3 号及び 4 号炉で発生した廃棄物を含む。 ※ 2：192 体の内 114 体は減容済である。 ※ 3：4 号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵中の 28 体を含む。 ※ 4：200L ドラム缶相当での保管数量である。 ※ 5：原子炉容器上部ふた及び炉内構造物を含む。	廃棄物の貯蔵又は保管場所	廃棄物の種類	貯蔵又は保管量	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂	181 m ^{3※1}	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済制御棒クラスタ	92 体	使用済バーナブルボイズン	192 体 ^{※2※3}	使用済ブラギングデバイス	155 体	固体廃棄物貯蔵庫	均質固化体（ドラム缶）	1,377 本	雑固体廃棄物（ドラム缶）	4,242 本 ^{※4}	雑固体廃棄物（その他）	642 本 ^{※4}	蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基	保管容器	310 m ^{3※5}	・記載の適正化
廃棄物の貯蔵又は保管場所	廃棄物の種類	貯蔵又は保管量																																																		
使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂	181 m ^{3※1}																																																		
使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済制御棒クラスタ	92 体																																																		
	使用済バーナブルボイズン	192 体 ^{※2※3}																																																		
	使用済ブラギングデバイス	155 体																																																		
固体廃棄物貯蔵庫	均質固化体（ドラム缶）	1,377 本																																																		
	雑固体廃棄物（ドラム缶）	4,242 本 ^{※4}																																																		
	雑固体廃棄物（その他）	642 本 ^{※4}																																																		
蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基																																																		
	保管容器	310 m ^{3※5}																																																		
廃棄物の貯蔵又は保管場所	廃棄物の種類	貯蔵又は保管量																																																		
使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂	181 m ^{3※1}																																																		
使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済制御棒クラスタ	92 体																																																		
	使用済バーナブルボイズン	192 体 ^{※2※3}																																																		
	使用済ブラギングデバイス	155 体																																																		
固体廃棄物貯蔵庫	均質固化体（ドラム缶）	1,377 本																																																		
	雑固体廃棄物（ドラム缶）	4,242 本 ^{※4}																																																		
	雑固体廃棄物（その他）	642 本 ^{※4}																																																		
蒸気発生器保管庫	蒸気発生器	2 基																																																		
	保管容器	310 m ^{3※5}																																																		

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
		・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書
 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
第 4.2 図 廃止措置対象施設の管理区域全体図	第 4.2 図 廃止措置対象施設の管理区域全体図	・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 1. 廃止措置の基本方針 (4) 廃止措置の実施に当たっては、3 号炉及び 4 号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を実施する。また、3 号炉及び 4 号炉を運転する上で廃止措置計画の変更が必要となった場合は、変更認可を受ける。 2. 廃止措置の全体概要 解体の対象となる施設は、廃止措置対象施設のうち、3 号炉又は 4 号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全てである。解体対象施設を第 5.1 表に示す。また、解体対象施設の配置を第 5.1 図に示す。 廃止措置の工事は、汚染状況の調査等の解体工事準備を行うこと及び放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間の 4 つの期間に区分して行う。 1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）及び新燃料貯蔵設備（以下「1 号内燃料貯蔵設備」という。）外への核燃料物質の搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で行い、1 号内燃料貯蔵設備の解体は、それぞれの貯蔵設備から核燃料物質の搬出後に行う。なお、燃料集合体の保管については、「<u>六</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し」に	五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 1. 廃止措置の基本方針 (4) 廃止措置の実施に当たっては、3 号及び 4 号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を実施する。また、3 号及び 4 号炉を運転する上で廃止措置計画の変更が必要となった場合は、変更認可を受ける。 2. 廃止措置の全体概要 解体の対象となる施設は、廃止措置対象施設のうち、3 号又は 4 号炉との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全てである。解体対象施設を第 5.1 表に示す。また、解体対象施設の配置を第 5.1 図に示す。 廃止措置の工事は、汚染状況の調査等の解体工事準備を行うこと及び放射線業務従事者の被ばく低減のために放射能の減衰を考慮すること等から、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間及び建屋等解体撤去期間の 4 つの期間に区分して行う。 1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）及び新燃料貯蔵設備（以下「1 号内燃料貯蔵設備」という。）外への核燃料物質の搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で行い、1 号内燃料貯蔵設備の解体は、それぞれの貯蔵設備から核燃料物質の搬出後に行う。なお、燃料集合体の保管については、「<u>八</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し」に	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・読み替えに伴う番号の変更

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
示す。 廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。核燃料物質の貯蔵設備については、核燃料物質が貯蔵されている期間は、臨界防止、水位及び漏えいの監視、浄化冷却、給水の機能を維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。換気設備については、管理区域解除までの期間は、換気機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物の処理を完了するまでの期間は、処理機能を維持管理する。これらの機能確保に関連する放射線管理設備、非常用電源設備等については、関連する設備の供用が終了するまでの期間は、その機能を維持管理する。 汚染の除去は、解体工事に当たって講じる安全確保対策等を目的として行う。 3. 廃止措置の主要な手順 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間では、安全確保のための機能に影響を与えない範囲内で、供用を終了した施設のうち、汚染のない設備（2 次系設備）の解体撤去に着手すると共に、核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出、汚染状況の調査、汚染の除去及び汚染された物の廃棄を実施する。これらの工事等の実施に際しては、原子炉周辺設備又は原子炉本体等の改造、試料採取等	示す。 廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。核燃料物質の貯蔵設備については、核燃料物質が貯蔵されている期間は、臨界防止、水位及び漏えいの監視、浄化冷却、給水の機能を維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。換気設備については、管理区域解除までの期間は、換気機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物の処理を完了するまでの期間は、処理機能を維持管理する。これらの機能確保に関連する放射線管理設備、非常用電源設備等については、関連する設備の供用が終了するまでの期間は、その機能を維持管理する。 汚染の除去は、解体工事に当たって講じる安全確保対策等を目的として行う。 3. 廃止措置の主要な手順 (1) 解体工事準備期間 解体工事準備期間では、安全確保のための機能に影響を与えない範囲内で、供用を終了した施設のうち、汚染のない設備（2 次系設備）の解体撤去に着手すると共に、核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出、汚染状況の調査、汚染の除去及び汚染された物の廃棄を実施する。これらの工事等の実施に際しては、原子炉周辺設備又は原子炉本体等の改造、試料採取等	(変更なし)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
を実施する場合においても、安全上必要な機能に影響を与えないことを確認した上で実施する。また、核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出が完了するまでは、炉心への燃料集合体の再装荷を不可にする措置を講じる。 なお、放射能レベルの比較的高い原子炉本体等の時間的減衰を図るため安全貯蔵を実施する。 解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件を第5.2表に、系統除染における汚染の除去方法を第7.1表に示す。 4. 安全確保対策 4.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入及び立入制限等を行う。内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。また、外部被ばく低減及び内部被ばく防止のために、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、「<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去」に従って汚染の除去を行う。 工事の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。また、工事区域内の線量当量率を測定し、表示すると共に、線量当量率が著しく変動するおそれがある工事については、作業中の線量当量率を監視する。	を実施する場合においても、安全上必要な機能に影響を与えないことを確認した上で実施する。また、核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出が完了するまでは、炉心への燃料集合体の再装荷を不可にする措置を講じる。 なお、放射能レベルの比較的高い原子炉本体等の時間的減衰を図るため安全貯蔵を実施する。 解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件を第5.2表に、系統除染における汚染の除去方法を第9.1表に示す。 4. 安全確保対策 4.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策 外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入及び立入制限等を行う。内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。また、外部被ばく低減及び内部被ばく防止のために、線量当量率及び汚染レベルを考慮し、「<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去」に従って汚染の除去を行う。 工事の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。また、工事区域内の線量当量率を測定し、表示すると共に、線量当量率が著しく変動するおそれがある工事については、作業中の線量当量率を監視する。	・読み替えに伴う番号の変更 ・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
4.3 事故防止対策 解体工事に当たっては、1 号炉及び 2 号炉で維持管理している周辺施設並びに 3 号炉及び 4 号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）への影響を回避する工事方法を計画する。 地震及び台風等の自然事象に備え、内包する有意な汚染を除去するまで、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体として建屋等の機能が損なわれないようにする。 火災、爆発に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の安全管理の徹底等の措置を講じる。 また、重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じると共に、早期の復旧に努める。 なお、使用済燃料を 1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が多量に漏えいする事象を評価した結果、使用済燃料の健全性は確保されることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し臨界を防止するために必要な設備は不要である。 5. 解体撤去物等の取扱い 解体撤去に伴って発生する廃棄物のうち、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、関係法令、関係告示及び「1. 廃止措置の基本方針」等に基づいて適切に処理を行い管理放出する。また、	4.3 事故防止対策 解体工事に当たっては、1 号及び 2 号炉で維持管理している周辺施設並びに 3 号及び 4 号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）への影響を回避する工事方法を計画する。 地震及び台風等の自然事象に備え、内包する有意な汚染を除去するまで、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体として建屋等の機能が損なわれないようにする。 火災、爆発に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の安全管理の徹底等の措置を講じる。 また、重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じると共に、早期の復旧に努める。 なお、使用済燃料を 1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が多量に漏えいする事象を評価した結果、使用済燃料の健全性は確保されることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し臨界を防止するために必要な設備は不要である。 5. 解体撤去物等の取扱い 解体撤去に伴って発生する廃棄物のうち、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、関係法令、関係告示及び「1. 廃止措置の基本方針」等に基づいて適切に処理を行い管理放出する。また、	・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
放射性固体廃棄物は、関係法令、関係告示及び「<u>1</u>．廃止措置の基本方針」等に基づき、放射能レベル区分や性状に応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに「原子炉等規制法」に基づき廃棄の事業の許可を受けた廃棄施設に廃棄する。 放射性固体廃棄物の処理に当たっては、分別、減容及び除染等により放射性固体廃棄物の発生量を合理的に達成可能な限り低減する。 放射性物質として扱う必要のないものは、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供する。 放射性廃棄物の処理処分の詳細は、「<u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。	放射性固体廃棄物は、関係法令、関係告示及び「<u>1</u>．廃止措置の基本方針」等に基づき、放射能レベル区分や性状に応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに「原子炉等規制法」に基づき廃棄の事業の許可を受けた廃棄施設に廃棄する。 放射性固体廃棄物の処理に当たっては、分別、減容及び除染等により放射性固体廃棄物の発生量を合理的に達成可能な限り低減する。 放射性物質として扱う必要のないものは、「原子炉等規制法」に定める所定の手続き及び確認を経て施設から搬出し、可能な限り再利用に供する。 放射性廃棄物の処理処分の詳細は、「<u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」に示す。	・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
第 5.1 表 解体対象施設（１／３）			第 5.1 表 解体対象施設（１／３）			
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※1※4	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※1※4	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体※2		燃料体	燃料集合体※2	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1			原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	燃料取替装置	
		燃料移送装置※3			燃料移送装置※3	
		除染装置※3			除染装置※3	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	
		使用済燃料貯蔵設備※3			使用済燃料貯蔵設備※3	
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	蒸気発生器	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	蒸気発生器	
		1 次冷却材ポンプ			1 次冷却材ポンプ	
		1 次冷却材管			1 次冷却材管	
		加圧器			加圧器	
	2 次冷却設備	タービン		2 次冷却設備	タービン	
	非常用冷却設備	高圧注入系		非常用冷却設備	高圧注入系	
		低圧注入系			低圧注入系	
		蓄圧注入系			蓄圧注入系	
	その他の主要な事項	化学体積制御設備		その他の主要な事項	化学体積制御設備	
		余熱除去設備			余熱除去設備	
		タービンバイパス設備			タービンバイパス設備	
		主蒸気安全弁及び大気放出弁			主蒸気安全弁及び大気放出弁	
※１：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。			※１：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。			
※２：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。			※２：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。			
※３：３号炉又は４号炉との共用施設については解体対象施設から除く。			※３：３号又は４号炉との共用施設については解体対象施設から除く。			・記載の適正化
※４：２号炉のみとの共用施設については解体対象施設に含む。			※４：２号炉のみとの共用施設については解体対象施設に含む。			

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																														
第 5.1 表 解体対象施設（ 2 ／ 3 ） <table> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr> <tr> <td rowspan="8">計測制御系統施設</td><td rowspan="2">計装</td><td>核計装</td></tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td></tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td><td>原子炉停止回路</td></tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td></tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td><td>制御材</td></tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td><td>1 次冷却材温度制御設備</td></tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td></tr> <tr> <td rowspan="11">放射性廃棄物の廃棄施設</td><td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）</td><td>ガス圧縮装置※4</td></tr> <tr> <td>ガス減衰タンク※4</td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋排気筒</td></tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）</td><td>ほう酸回収系</td></tr> <tr> <td>廃液処理系※4</td></tr> <tr> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td><td>復水器冷却水放水口※3※4</td></tr> <tr> <td>アスファルト固化装置※4</td></tr> <tr> <td>セメント固化装置※3※4</td></tr> <tr> <td>ペイラ※3※4</td></tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク※3※4</td></tr> <tr> <td>使用済樹脂処理装置※4</td></tr> </table> ※ 1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※ 2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※ 3：3 号炉又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※ 4：2 号炉のみとの共用施設については解体対象施設に含む。	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※4	ガス減衰タンク※4	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系	廃液処理系※4	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	復水器冷却水放水口※3※4	アスファルト固化装置※4	セメント固化装置※3※4	ペイラ※3※4	使用済樹脂貯蔵タンク※3※4	使用済樹脂処理装置※4	第 5.1 表 解体対象施設（ 2 ／ 3 ） <table> <tr> <th>施設区分</th><th>設備等の区分</th><th>設備（建屋）名称</th></tr> <tr> <td rowspan="8">計測制御系統施設</td><td rowspan="2">計装</td><td>核計装</td></tr> <tr> <td>その他の主要な計装</td></tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td><td>原子炉停止回路</td></tr> <tr> <td>その他の主要な安全保護回路</td></tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td><td>制御材</td></tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td><td>1 次冷却材温度制御設備</td></tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td></tr> <tr> <td rowspan="11">放射性廃棄物の廃棄施設</td><td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）</td><td>ガス圧縮装置※4</td></tr> <tr> <td>ガス減衰タンク※4</td></tr> <tr> <td>原子炉補助建屋排気筒</td></tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）</td><td>ほう酸回収系</td></tr> <tr> <td>廃液処理系※4</td></tr> <tr> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td><td>復水器冷却水放水口※3※4</td></tr> <tr> <td>アスファルト固化装置※4</td></tr> <tr> <td>セメント固化装置※3※4</td></tr> <tr> <td>ペイラ※3※4</td></tr> <tr> <td>使用済樹脂貯蔵タンク※3※4</td></tr> <tr> <td>使用済樹脂処理装置※4</td></tr> </table> ※ 1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※ 2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※ 3：3 号又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※ 4：2 号炉のみとの共用施設については解体対象施設に含む。	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※4	ガス減衰タンク※4	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系	廃液処理系※4	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	復水器冷却水放水口※3※4	アスファルト固化装置※4	セメント固化装置※3※4	ペイラ※3※4	使用済樹脂貯蔵タンク※3※4	使用済樹脂処理装置※4	・記載の適正化
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																														
計測制御系統施設	計装	核計装																																																														
		その他の主要な計装																																																														
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																														
		その他の主要な安全保護回路																																																														
	制御設備	制御材																																																														
		制御材駆動設備																																																														
	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備																																																														
		加圧器制御設備																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※4																																																														
		ガス減衰タンク※4																																																														
		原子炉補助建屋排気筒																																																														
	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系																																																														
		廃液処理系※4																																																														
	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	復水器冷却水放水口※3※4																																																														
		アスファルト固化装置※4																																																														
		セメント固化装置※3※4																																																														
		ペイラ※3※4																																																														
		使用済樹脂貯蔵タンク※3※4																																																														
		使用済樹脂処理装置※4																																																														
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																														
計測制御系統施設	計装	核計装																																																														
		その他の主要な計装																																																														
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																														
		その他の主要な安全保護回路																																																														
	制御設備	制御材																																																														
		制御材駆動設備																																																														
	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備																																																														
		加圧器制御設備																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	ガス圧縮装置※4																																																														
		ガス減衰タンク※4																																																														
		原子炉補助建屋排気筒																																																														
	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	ほう酸回収系																																																														
		廃液処理系※4																																																														
	固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	復水器冷却水放水口※3※4																																																														
		アスファルト固化装置※4																																																														
		セメント固化装置※3※4																																																														
		ペイラ※3※4																																																														
		使用済樹脂貯蔵タンク※3※4																																																														
		使用済樹脂処理装置※4																																																														

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
第 5.1 表 解体対象施設（ 3 ／ 3 ）			第 5.1 表 解体対象施設（ 3 ／ 3 ）			
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※4	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※4	
		放射線管理設備※3※4			放射線管理設備※3※4	
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ		屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	
		排水モニタ			排水モニタ	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器※1	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器※1	
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備		その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	
		原子炉格納容器換気設備			原子炉格納容器換気設備	
		アニュラス空気再循環設備			アニュラス空気再循環設備	
	原子炉格納容器スプレイ設備	原子炉格納容器スプレイ設備				
その他原子炉の 付属設備	非常用電源設備	受電系統※3※4	その他原子炉の 付属設備	非常用電源設備	受電系統※3※4	
		ディーゼル発電機			ディーゼル発電機	
		蓄電池			蓄電池	
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋※1	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋※1	
※ 1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。			※ 1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構築物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。			
※ 2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。			※ 2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。			
※ 3： 3 号炉又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。			※ 3： 3 号又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。			・ 記載の適正化
※ 4： 2 号炉のみとの共用施設については解体対象施設に含む。			※ 4： 2 号炉のみとの共用施設については解体対象施設に含む。			

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

- 22 -

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

六 性能維持施設

性能維持施設の記述を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり追加する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	六 性能維持施設 1. 性能維持施設 廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋及び構築物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却水設備、消火設備等の廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。 (1) 放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋及び構築物について、これらの系統及び設備が撤去されるまでの期間、放射性物質漏えい防止及び放射線遮へいの機能及び性能を維持管理する。 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設について、使用済燃料が 1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出されるまでの期間、燃料落下防止、臨界防止及び浄化冷却等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が 1 号内燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間、燃料落下防止及び臨界防止の機能及び性能を維持管理する。 (3) 放射性廃棄物の廃棄施設について、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性廃棄物処理機能及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵保管するため、放射性廃棄物貯蔵機能及び性能を維持管理する。 (4) 放射線管理施設について、関連する設備の供用終了又は放射	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了までの期間、原子炉施設の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視、放出管理及び放射線管理の機能及び性能を維持管理する。</u> <u>(5) 換気設備について、管理区域が解除されるまでの期間、使用済燃料の貯蔵管理、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、建屋内の換気の機能及び性能を維持管理する。</u> <u>(6) 非常用電源設備について、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料搬出完了又は建屋解体前までの期間、原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給の機能及び性能を維持管理する。</u> <u>(7) その他原子炉補機冷却水設備等の安全確保上必要な設備について、安全確保上必要な期間、それぞれの設備に要求される機能及び性能を維持管理する。</u> <u>(8) 消火設備について、各建屋解体前までの期間、消火に必要な機能及び性能を維持管理する。</u> <u>以上の基本的な考え方に基づく具体的な性能維持施設を第 6.1 表に示す。</u> <u>廃止措置の進捗に応じて、第 6.1 表に示す性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>2. 性能維持施設の施設管理</u> 性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持できるよう、「保安規定」に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。 <u>3. 性能維持施設のうち共用施設における維持管理</u> 「四 廃止措置対象施設及びその敷地」に示す 2 号、3 号又は 4 号炉との共用施設における施設管理を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。 (1) 2 号炉との共用施設については、2 号炉にて機能及び性能を維持管理する。 (2) 2 号、3 号及び 4 号炉との共用施設については、3 号又は 4 号炉にて機能及び性能を維持管理する。 (3) 2 号及び 4 号炉との共用施設については、4 号炉にて機能及び性能を維持管理する。 (4) 2 号及び 3 号炉との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、2 号炉にて機能及び性能を維持管理する。	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																					
	第 6.1 表 性能維持施設（1 / 9） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="2">原子炉施設の一部構造</td><td rowspan="2">その他の主要な構造物</td><td>原子炉補助建屋（補助窓へい（腐食蒸発装置、使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット））</td><td>1 式</td><td>既許認可しており</td><td>放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。</td><td>熱源となる設備の解体完了まで</td></tr><tr><td>原子炉補助建屋</td><td></td><td>既許認可しており</td><td>放射性物質漏えい防止機能</td><td>外部へ放射性物質が漏えいするような有害な損傷がない状態であること。</td><td>管理区域解除まで</td></tr><tr><td rowspan="2">原子炉本体</td><td rowspan="2">放射線遮へい体</td><td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td><td>1 式</td><td>既許認可しており</td><td>放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。</td><td>炉心支持構造物等の解体完了まで</td></tr><tr><td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td><td>1 式</td><td>既許認可しており</td><td>放射線遮へい機能</td><td>放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。</td><td></td></tr></table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	原子炉施設の一部構造	その他の主要な構造物	原子炉補助建屋（補助窓へい（腐食蒸発装置、使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット））	1 式	既許認可しており	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。	熱源となる設備の解体完了まで	原子炉補助建屋		既許認可しており	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有害な損傷がない状態であること。	管理区域解除まで	原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1 式	既許認可しており	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1 式	既許認可しており	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。		・実用炉規則の改正に伴う変更 （記載の新規追加）
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																										
		設備（建屋）名称	維持台数																																				
原子炉施設の一部構造	その他の主要な構造物	原子炉補助建屋（補助窓へい（腐食蒸発装置、使用済燃料貯蔵タンク室、使用済燃料ピット））	1 式	既許認可しており	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。	熱源となる設備の解体完了まで																																
		原子炉補助建屋		既許認可しており	放射性物質漏えい防止機能	外部へ放射性物質が漏えいするような有害な損傷がない状態であること。	管理区域解除まで																																
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1 式	既許認可しており	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで																																
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1 式	既許認可しており	放射線遮へい機能	放射線障害の防止に影響するような有害な損傷がない状態であること。																																	
	第 6.1 表 性能維持施設（2 / 9） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td rowspan="4">核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）</td><td>使用済燃料ピットクレーン</td><td>1 台</td><td>既許認可しており</td><td rowspan="4">新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及び使用済燃料が破壊しないよう正常に動作する状態であること。</td><td>1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで</td></tr><tr><td>補助建屋クレーン</td><td>1 台</td><td>既許認可しており</td><td>1 号炉原子炉補助建屋内に貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで</td></tr><tr><td>新燃料エレベータ</td><td>1 台</td><td>既許認可しており</td><td>1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料搬出完了まで</td></tr><tr><td>除染装置</td><td>1 台</td><td>既許認可しており</td><td>1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで</td></tr></table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	使用済燃料ピットクレーン	1 台	既許認可しており	新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及び使用済燃料が破壊しないよう正常に動作する状態であること。	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで	補助建屋クレーン	1 台	既許認可しており	1 号炉原子炉補助建屋内に貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで	新燃料エレベータ	1 台	既許認可しており	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料搬出完了まで	除染装置	1 台	既許認可しており	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで										
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																										
		設備（建屋）名称	維持台数																																				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）	使用済燃料ピットクレーン	1 台	既許認可しており	新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及び使用済燃料が破壊しないよう正常に動作する状態であること。	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで																																	
		補助建屋クレーン	1 台	既許認可しており		1 号炉原子炉補助建屋内に貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで																																	
		新燃料エレベータ	1 台	既許認可しており		1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料搬出完了まで																																	
		除染装置	1 台	既許認可しており		1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで																																	

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書
 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																			
	第 6.1 表 性能維持施設（ 3 / 9 ） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の 区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="6">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td rowspan="6">核燃料物質貯蔵設備</td><td>新燃料貯蔵設備</td><td>新燃料貯蔵ラック</td><td>1 式</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="3">臨界防止機能 新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有 意な損傷がない状態である こと。</td><td rowspan="3">1 号炉原子炉補助 建屋内の新燃料貯 蔵設備に貯蔵して いる新燃料搬出完 了まで</td></tr><tr><td></td><td>使用済燃料ピット</td><td>1 個</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="2">新燃料及び使用済燃料の 臨界防止に影響するよ うな変形等の有 意な損傷がない状態である こと。</td><td rowspan="2">1 号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃 料ピットに貯蔵し ている新燃料及び 使用済燃料搬出完 了まで</td></tr><tr><td></td><td>使用済燃料ラック</td><td>1 式</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td></td><td>使用済燃料貯蔵設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td><td>1 式</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="2">水位及び漂えいの 監視機能 使用済燃料ピットの水位が許 容でき、水位高及び低の警報が 検出できる状態であること。</td><td rowspan="2">1 号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃 料ピットに貯蔵 している使用済燃料 搬出完了まで</td></tr><tr><td></td><td>使用済燃料ピット水の漂えいを監視する設備</td><td>1 式</td><td>既許認可 しており</td><td>使用済燃料ピット内強り からの漂えいを監視する 装置が使用できる状態であ ること。</td></tr></table> 第 6.1 表 性能維持施設（ 4 / 9 ） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の 区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td><td>使用済燃料貯蔵設備</td><td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td><td>1 系統</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="2">浄化冷却機能 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩機に導水できる状態であること。</td><td rowspan="2">1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで</td></tr><tr><td></td><td>燃料取替用水タンク</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td><td>給水機能（ほう素濃度を調整） 内包する物質が漂えいするようなき数、変形等の有 意な欠陥がない状態である こと。</td></tr></table>	施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1 式	既許認可 しており	臨界防止機能 新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有 意な損傷がない状態である こと。	1 号炉原子炉補助 建屋内の新燃料貯 蔵設備に貯蔵して いる新燃料搬出完 了まで		使用済燃料ピット	1 個	既許認可 しており	新燃料及び使用済燃料の 臨界防止に影響するよ うな変形等の有 意な損傷がない状態である こと。	1 号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃 料ピットに貯蔵し ている新燃料及び 使用済燃料搬出完 了まで		使用済燃料ラック	1 式	既許認可 しており		使用済燃料貯蔵設備							使用済燃料ピット水位を監視する設備	1 式	既許認可 しており	水位及び漂えいの 監視機能 使用済燃料ピットの水位が許 容でき、水位高及び低の警報が 検出できる状態であること。	1 号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃 料ピットに貯蔵 している使用済燃料 搬出完了まで		使用済燃料ピット水の漂えいを監視する設備	1 式	既許認可 しており	使用済燃料ピット内強り からの漂えいを監視する 装置が使用できる状態であ ること。	施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	既許認可 しており	浄化冷却機能 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩機に導水できる状態であること。	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで		燃料取替用水タンク	1 基	既許認可 しており	給水機能（ほう素濃度を調整） 内包する物質が漂えいするようなき数、変形等の有 意な欠陥がない状態である こと。	・実用炉規則の改正に伴う変更 （記載の新規追加）
施設区分	設備等の 区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																								
		設備（建屋）名称	維持台数																																																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1 式	既許認可 しており	臨界防止機能 新燃料の臨界防止に影響する ような変形等の有 意な損傷がない状態である こと。	1 号炉原子炉補助 建屋内の新燃料貯 蔵設備に貯蔵して いる新燃料搬出完 了まで																																																														
			使用済燃料ピット	1 個	既許認可 しており			新燃料及び使用済燃料の 臨界防止に影響するよ うな変形等の有 意な損傷がない状態である こと。	1 号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃 料ピットに貯蔵し ている新燃料及び 使用済燃料搬出完 了まで																																																												
			使用済燃料ラック	1 式	既許認可 しており																																																																
			使用済燃料貯蔵設備																																																																		
			使用済燃料ピット水位を監視する設備	1 式	既許認可 しており	水位及び漂えいの 監視機能 使用済燃料ピットの水位が許 容でき、水位高及び低の警報が 検出できる状態であること。	1 号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃 料ピットに貯蔵 している使用済燃料 搬出完了まで																																																														
			使用済燃料ピット水の漂えいを監視する設備	1 式	既許認可 しており			使用済燃料ピット内強り からの漂えいを監視する 装置が使用できる状態であ ること。																																																													
施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																															
		設備（建屋）名称	維持台数																																																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	既許認可 しており	浄化冷却機能 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩機に導水できる状態であること。	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで																																																														
			燃料取替用水タンク	1 基	既許認可 しており			給水機能（ほう素濃度を調整） 内包する物質が漂えいするようなき数、変形等の有 意な欠陥がない状態である こと。																																																													

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																										
	第 6.1 表 性能維持施設（ 5 / 9 ） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の 区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="8">放射性廃棄物の廃棄施設</td><td rowspan="3">気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）</td><td>原子炉補助建屋排気筒</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="3">放射性気体廃棄物の放出に影響するよう有意な損傷がない状態であること。</td><td rowspan="3">放射性気体廃棄物の処理完了まで</td></tr><tr><td>廃液貯蔵タンク</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>冷却材ドレンタンク</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td rowspan="5">液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）</td><td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="5">内包する物質が滲えたりするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td><td rowspan="5">放射性液体廃棄物の処理完了まで</td></tr><tr><td>補助建屋機器ドレンタンク</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>補助建屋サンプタンク</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>格納容器サンプ</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 第 6.1 表 性能維持施設（ 6 / 9 ） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の 区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="6">放射線管理施設</td><td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td><td>放射線監視設備</td><td>各 1 台</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="2">線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td><td rowspan="2">関連する設備の供用終了まで</td></tr><tr><td>固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）</td><td>1 台</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td rowspan="4">屋外放射線管理用の主要な設備</td><td>原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ</td><td>1 台</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="4">放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td><td rowspan="4">放射性気体廃棄物の処理完了まで</td></tr><tr><td>原子炉格納容器排気筒ガスモニタ</td><td>1 台</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>液体廃棄物処理設備排水モニタ</td><td>1 台</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	原子炉補助建屋排気筒	1 基	既許認可 しており	放射性気体廃棄物の放出に影響するよう有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで	廃液貯蔵タンク	1 基	既許認可 しており	冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 しており	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	補助建屋冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 しており	内包する物質が滲えたりするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	補助建屋機器ドレンタンク	1 基	既許認可 しており	補助建屋サンプタンク	1 基	既許認可 しており	格納容器サンプ	1 基	既許認可 しており				施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	各 1 台	既許認可 しており	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）	1 台	既許認可 しており	屋外放射線管理用の主要な設備	原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ	1 台	既許認可 しており	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで	原子炉格納容器排気筒ガスモニタ	1 台	既許認可 しており	液体廃棄物処理設備排水モニタ	1 台	既許認可 しており				・実用炉規則の改正に伴う変更 （記載の新規追加）
施設区分	設備等の 区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																															
		設備（建屋）名称	維持台数																																																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	原子炉補助建屋排気筒	1 基	既許認可 しており	放射性気体廃棄物の放出に影響するよう有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで																																																																						
		廃液貯蔵タンク	1 基	既許認可 しており																																																																								
		冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 しており																																																																								
	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	補助建屋冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 しており	内包する物質が滲えたりするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで																																																																						
		補助建屋機器ドレンタンク	1 基	既許認可 しており																																																																								
		補助建屋サンプタンク	1 基	既許認可 しており																																																																								
		格納容器サンプ	1 基	既許認可 しており																																																																								
施設区分	設備等の 区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																						
		設備（建屋）名称	維持台数																																																																									
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	各 1 台	既許認可 しており	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																						
		固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）	1 台	既許認可 しており																																																																								
	屋外放射線管理用の主要な設備	原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ	1 台	既許認可 しており	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで																																																																						
		原子炉格納容器排気筒ガスモニタ	1 台	既許認可 しており																																																																								
		液体廃棄物処理設備排水モニタ	1 台	既許認可 しており																																																																								

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前

変更後

第 6.1 表 性能維持施設（7 / 9）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間		
		設備（建屋）名称	維持台数					
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		1基	既許認可 とおり	放射線物質が漏えい 防止機能 （事故時の 気密性及び格納 容器隔離 弁等による放射 性物質漏えい防 止機能は除く。）	外部へ放射性物質が漏えいするような有害な損傷がない状態であること。	管理区域解除まで
	その他の主要な事項	原子炉格納容器換気設備	格納容器給気ファン	1台	既許認可 とおり	換気機能		
			格納容器給気ユニット	1基	既許認可 とおり			
			格納容器排気ファン	1台	既許認可 とおり			
			格納容器排気ユニット	1基	既許認可 とおり			
原子炉格納容器排気筒			1基	既許認可 とおり				

第 6.1 表 性能維持施設（8 / 9）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	
		設備（建屋）名称	維持台数				
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	ディーゼル発電機		1台	既許認可 とおり	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1号炉原子炉補助設備内の使用済燃料セットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで
		蓄電池		1組	既許認可 とおり	電源供給機能	直降母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。
その他主要施設	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ		1台	既許認可 とおり	冷却機能 （自動起動機能は除く。）	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。
		原子炉補機冷却熱交換器		1基	既許認可 とおり		性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。
		原子炉補機冷却水ポンプ		1台	既許認可 とおり		
		原子炉補機冷却サージタンク		1基	既許認可 とおり		

備考

・実用炉規則の改正に伴う変更（記載の新規追加）

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																														
	第 6.1 表 性能維持施設（ 9 / 9 ） <table><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">設備等の区分</th><th colspan="2">位置、構造及び設備</th><th rowspan="2">機能</th><th rowspan="2">性能</th><th rowspan="2">維持期間</th></tr><tr><th>設備（建屋）名称</th><th>維持台数</th></tr><tr><td rowspan="9">その他主要施設</td><td rowspan="5">原子炉補助建屋換気設備</td><td>補機室給気ファン</td><td>2 台</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="5">換気機能</td><td rowspan="5">放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td><td rowspan="5">管理区域解除まで</td></tr><tr><td>補機室給気ユニット</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>補助建屋排気ファン</td><td>1 台</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>補助建屋排気ユニット</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>原子炉補助建屋排気筒</td><td>1 基</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td rowspan="2">消火設備</td><td>消火配管</td><td>1 式</td><td>既許認可 しており</td><td rowspan="2">消火機能</td><td rowspan="2">消火栓から放水できる状態であること。</td><td rowspan="2">各建屋解体前まで</td></tr><tr><td>消火栓</td><td>1 式</td><td>既許認可 しており</td></tr><tr><td>照明設備</td><td>非常用照明</td><td>1 式</td><td>廃止措置対象施設内 直流非常灯</td><td>照明機能</td><td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td><td></td></tr></table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	その他主要施設	原子炉補助建屋換気設備	補機室給気ファン	2 台	既許認可 しており	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域解除まで	補機室給気ユニット	1 基	既許認可 しており	補助建屋排気ファン	1 台	既許認可 しており	補助建屋排気ユニット	1 基	既許認可 しており	原子炉補助建屋排気筒	1 基	既許認可 しており	消火設備	消火配管	1 式	既許認可 しており	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋解体前まで	消火栓	1 式	既許認可 しており	照明設備	非常用照明	1 式	廃止措置対象施設内 直流非常灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。		・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																			
		設備（建屋）名称	維持台数																																													
その他主要施設	原子炉補助建屋換気設備	補機室給気ファン	2 台	既許認可 しており	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域解除まで																																									
		補機室給気ユニット	1 基	既許認可 しており																																												
		補助建屋排気ファン	1 台	既許認可 しており																																												
		補助建屋排気ユニット	1 基	既許認可 しており																																												
		原子炉補助建屋排気筒	1 基	既許認可 しており																																												
	消火設備	消火配管	1 式	既許認可 しており	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋解体前まで																																									
		消火栓	1 式	既許認可 しており																																												
	照明設備	非常用照明	1 式	廃止措置対象施設内 直流非常灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。																																										

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能
を維持すべき期間

性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能
を維持すべき期間の記述を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変
更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり追加する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	七 <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</u> <u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は第6.1表に示すとおりである。</u> <u>第6.1表に示す性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、これを引き続き供用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の仕様及び廃止措置に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</u> <u>この性能維持施設を維持管理し、供用することを前提としていることから、性能維持施設の性能は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を示す。</u> <u>廃止措置の進捗に応じて、第6.1表に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

八 核燃料物質の管理及び譲渡し

核燃料物質の管理及び譲渡しの記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

— 3 —

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
蔵設備に貯蔵する。また、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。	蔵設備に貯蔵する。また、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。	(変更なし)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

九 核燃料物質による汚染の除去

核燃料物質による汚染の除去の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>七</u> 核燃料物質による汚染の除去 1. 除染の方針 (3) 除染の方法及び安全管理上の措置 解体工事準備期間に行う除染の方法及び安全管理上の措置については「2. 解体工事準備期間の除染」に示す。 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に行う除染については、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果及び放射性廃棄物の発生量等の観点から、化学的方法又は機械的方法を効果的に組み合わせで行う。除染の実施に当たっては、<u>維持管理設備</u>の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡散防止及び放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。 2. 解体工事準備期間の除染 (2) 除染の方法 解体工事準備期間中における系統除染においては弁操作等により対象設備の系統構成を実施した後、除染液注入ポンプ及びイオン交換樹脂等で構成される仮設装置を系統に接続し、除染液を系統内で循環させることにより行う。系統除染における汚染の除去方法を第 <u>7.1</u> 表に示す。 系統除染の系統構成に当たり、放射線業務従事者の被ばく低減の観点から除染が有効と判断する箇所は、化学的除染法又は機械的除染法による除染を行う。	<u>九</u> 核燃料物質による汚染の除去 1. 除染の方針 (3) 除染の方法及び安全管理上の措置 解体工事準備期間に行う除染の方法及び安全管理上の措置については「2. 解体工事準備期間の除染」に示す。 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に行う除染については、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果及び放射性廃棄物の発生量等の観点から、化学的方法又は機械的方法を効果的に組み合わせで行う。除染の実施に当たっては、<u>性能維持施設</u>の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡散防止及び放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じる。 2. 解体工事準備期間の除染 (2) 除染の方法 解体工事準備期間中における系統除染においては弁操作等により対象設備の系統構成を実施した後、除染液注入ポンプ及びイオン交換樹脂等で構成される仮設装置を系統に接続し、除染液を系統内で循環させることにより行う。系統除染における汚染の除去方法を第 <u>9.1</u> 表に示す。 系統除染の系統構成に当たり、放射線業務従事者の被ばく低減の観点から除染が有効と判断する箇所は、化学的除染法又は機械的除染法による除染を行う。	・読み替えに伴う番号の変更 ・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映) ・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

39

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>八</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 1. 放射性気体廃棄物の廃棄 1.1 放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法 1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類は、主に換気系からの排気である。 この期間に発生する放射性気体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。 解体工事準備期間中の放射性気体廃棄物の処理処分フローを第<u>8</u>.1図に示す。 1.3 放射性気体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性気体廃棄物を適切に処理処分するために、既設の気体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。 また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性気体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第<u>8</u>.1表のとおり設定し、これを超えないように努める。	<u>十</u> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄 1. 放射性気体廃棄物の廃棄 1.1 放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法 1.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び処理処分の方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類は、主に換気系からの排気である。 この期間に発生する放射性気体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。 解体工事準備期間中の放射性気体廃棄物の処理処分フローを第<u>10</u>.1図に示す。 1.3 放射性気体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性気体廃棄物を適切に処理処分するために、既設の気体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。 また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性気体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第<u>10</u>.1表のとおり設定し、これを超えないように努める。	・読み替えに伴う番号の変更 ・読み替えに伴う番号の変更 ・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
また、周辺環境に対する放射線モニタリングについても原子炉運転中と同様に行う。 放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。 2. 放射性液体廃棄物の廃棄 2.1 放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法 2.1.1 原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法 (10) 3号炉及び4号炉の洗たく機で発生する洗たく排水 2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類は、系統の汚染の除去に伴い発生する廃液も含まれるが、基本的に原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。 なお、廃止措置期間中は、冷却材ドレンに含まれるほう酸を回収し再使用する必要がないことから、冷却材ドレンについては、廃棄物処理系にて処理を行う。 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フローを第8.2図に示す。	また、周辺環境に対する放射線モニタリングについても原子炉運転中と同様に行う。 放射性気体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。 2. 放射性液体廃棄物の廃棄 2.1 放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法 2.1.1 原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法 (10) 3号及び4号炉の洗たく機で発生する洗たく排水 2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び処理処分の方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類は、系統の汚染の除去に伴い発生する廃液も含まれるが、基本的に原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。 なお、廃止措置期間中は、冷却材ドレンに含まれるほう酸を回収し再使用する必要がないことから、冷却材ドレンについては、廃棄物処理系にて処理を行う。 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フローを第10.2図に示す。	・記載の適正化 ・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
2.2 放射性液体廃棄物の推定放出量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続すること、建屋等の放射性物質漏えい防止機能、液体廃棄物処理設備の放射性廃棄物処理機能を維持すること及び海水中における放射性物質の濃度が運転中と同等となるように 1 号炉及び 2 号炉の運転終了に伴う復水器冷却水量（補機冷却水を含む。）の減少を考慮した放出管理目標値を設定することから、放射性液体廃棄物の年間放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の年間放出量（放射性液体廃棄物（トリチウムを除く。）：1.4×10^{11}Bq（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算）、トリチウム：2.2×10^{14}Bq（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算））を超えないと評価できる。 2.3 放射性液体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性液体廃棄物の適切な処理処分及び放出量を合理的に可能な限り低減するために、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。 また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液蒸留水タンク又は洗浄排水モニタタンクにおいて放射性物質濃度の測	2.2 放射性液体廃棄物の推定放出量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続すること、建屋等の放射性物質漏えい防止機能、液体廃棄物処理設備の放射性廃棄物処理機能を維持すること及び海水中における放射性物質の濃度が運転中と同等となるように 1 号及び 2 号炉の運転終了に伴う復水器冷却水量（補機冷却水を含む。）の減少を考慮した放出管理目標値を設定することから、放射性液体廃棄物の年間放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の年間放出量（放射性液体廃棄物（トリチウムを除く。）：1.4×10^{11}Bq（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算）、トリチウム：2.2×10^{14}Bq（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算））を超えないと評価できる。 2.3 放射性液体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性液体廃棄物の適切な処理処分及び放出量を合理的に可能な限り低減するために、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。 また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液蒸留水タンク又は洗浄排水モニタタンクにおいて放射性物質濃度の測	・記載の適正化

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
定等を行い、復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性液体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第8.2表のとおり設定し、これを超えないように努める。 また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。 放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。	定等を行い、復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性液体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第10.2表のとおり設定し、これを超えないように努める。 また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。 放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。	・読み替えに伴う番号の変更
3. 放射性固体廃棄物の廃棄 3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類は、汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂及び原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性固体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理を行う。また、汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか、又はドラム缶等の容器に封入した上で固体廃棄物貯蔵庫に保管する。 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フローを第8.3図に示す。	3. 放射性固体廃棄物の廃棄 3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 3.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の種類は、汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂及び原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。 この期間に発生する放射性固体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性固体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理を行う。また、汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか、又はドラム缶等の容器に封入した上で固体廃棄物貯蔵庫に保管する。 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フローを第10.3図に示す。	・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																
3.2 放射性固体廃棄物の処分方法 放射性固体廃棄物は、「3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法」に基づき処理し、廃止措置終了前までの早い時期に、搬出検査を行った後廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。 なお、2号炉、3号炉又は4号炉との共用施設から発生した放射性固体廃棄物については、2号炉、3号炉又は4号炉にて管理する。 3.3 放射性固体廃棄物の推定発生量 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量を第8.3表に示す。 第 8.1 表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y) <table> <tr> <th colspan="2">項 目</th><th>放出管理目標値*</th></tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td><td>希ガス</td><td>1.0×10^{15}</td></tr> <tr> <td>よう素 131</td><td>3.0×10^{10}</td></tr> </table> ※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉合算の値を示す。	項 目		放出管理目標値*	放射性気体廃棄物	希ガス	1.0×10^{15}	よう素 131	3.0×10^{10}	3.2 放射性固体廃棄物の処分方法 放射性固体廃棄物は、「3.1 放射性固体廃棄物の種類及び処理の方法」に基づき処理し、廃止措置終了前までの早い時期に、搬出検査を行った後廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。 なお、2号、3号又は4号炉との共用施設から発生した放射性固体廃棄物については、2号、3号又は4号炉にて管理する。 3.3 放射性固体廃棄物の推定発生量 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量を第10.3表に示す。 第 10.1 表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y) <table> <tr> <th colspan="2">項 目</th><th>放出管理目標値*</th></tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td><td>希ガス</td><td>1.0×10^{15}</td></tr> <tr> <td>よう素 131</td><td>3.0×10^{10}</td></tr> </table> ※：1号、2号、3号及び4号炉合算の値を示す。	項 目		放出管理目標値*	放射性気体廃棄物	希ガス	1.0×10^{15}	よう素 131	3.0×10^{10}	・記載の適正化 ・読み替えに伴う番号の変更 ・読み替えに伴う番号の変更 ・記載の適正化
項 目		放出管理目標値*																
放射性気体廃棄物	希ガス	1.0×10^{15}																
	よう素 131	3.0×10^{10}																
項 目		放出管理目標値*																
放射性気体廃棄物	希ガス	1.0×10^{15}																
	よう素 131	3.0×10^{10}																

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
第 8.2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq／y) <table><tr><th>項 目</th><th>放出管理目標値※</th></tr><tr><td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td><td>7.5×10¹⁰</td></tr></table> ※：1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉合算の値を示す。 第8.3表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t) <table><tr><th colspan="2">放射能レベル区分※¹</th><th>推定発生量※²</th></tr><tr><td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td><td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td><td>約 100</td></tr><tr><td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td><td>約 800</td></tr><tr><td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td><td>約 1,990</td></tr><tr><td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td><td>約 3,920</td></tr><tr><td colspan="2">合 計※³</td><td>約 6,800</td></tr></table> ※¹：放射能レベル区分値は、次のとおり。 ・ L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度 ・ L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度	項 目	放出管理目標値※	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10 ¹⁰	放射能レベル区分※ ¹		推定発生量※ ²	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 100	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 800	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 1,990	放射性物質として扱う必要のないもの		約 3,920	合 計※ ³		約 6,800	第 10.2 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq／y) <table><tr><th>項 目</th><th>放出管理目標値※</th></tr><tr><td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td><td>7.5×10¹⁰</td></tr></table> ※：1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算の値を示す。 第10.3表 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量 (単位：t) <table><tr><th colspan="2">放射能レベル区分※¹</th><th>推定発生量※²</th></tr><tr><td rowspan="3">低レベル放射性廃棄物</td><td>放射能レベルの比較的高いもの (L1)</td><td>約 100</td></tr><tr><td>放射能レベルの比較的低いもの (L2)</td><td>約 800</td></tr><tr><td>放射能レベルの極めて低いもの (L3)</td><td>約 1,990</td></tr><tr><td colspan="2">放射性物質として扱う必要のないもの</td><td>約 3,920</td></tr><tr><td colspan="2">合 計※³</td><td>約 6,800</td></tr></table> ※¹：放射能レベル区分値は、次のとおり。 ・ L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に定める放射能濃度 ・ L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度	項 目	放出管理目標値※	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10 ¹⁰	放射能レベル区分※ ¹		推定発生量※ ²	低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 100	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 800	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 1,990	放射性物質として扱う必要のないもの		約 3,920	合 計※ ³		約 6,800	・ 読み替えに伴う番号の変更 ・ 記載の適正化 ・ 読み替えに伴う番号の変更
項 目	放出管理目標値※																																									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10 ¹⁰																																									
放射能レベル区分※ ¹		推定発生量※ ²																																								
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 100																																								
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 800																																								
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 1,990																																								
放射性物質として扱う必要のないもの		約 3,920																																								
合 計※ ³		約 6,800																																								
項 目	放出管理目標値※																																									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10 ¹⁰																																									
放射能レベル区分※ ¹		推定発生量※ ²																																								
低レベル放射性廃棄物	放射能レベルの比較的高いもの (L1)	約 100																																								
	放射能レベルの比較的低いもの (L2)	約 800																																								
	放射能レベルの極めて低いもの (L3)	約 1,990																																								
放射性物質として扱う必要のないもの		約 3,920																																								
合 計※ ³		約 6,800																																								

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
・ L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令（昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。）」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固化化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度 ・ 放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度 ※2：推定発生量 ・ 10t単位で切り上げた値である（端数処理のため合計値が一致しないことがある。）。 ・ 推定発生量には付随廃棄物を含まない。 ※3：この他、放射性廃棄物でない廃棄物が約184,000t発生する（1,000t単位で切り上げた値）。	・ L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令（昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。）」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固化化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度 ・ 放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度 ※2：推定発生量 ・ 10t単位で切り上げた値である（端数処理のため合計値が一致しないことがある。）。 ・ 推定発生量には付随廃棄物を含まない。 ※3：この他、放射性廃棄物でない廃棄物が約184,000t発生する（1,000t単位で切り上げた値）。	(変更なし)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
凡例 粒子用フィルタ よう素用フィルタ プレフィルタ ※：1号炉及び2号炉共用設備 ※※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用設備 第 8.1 図 解体工事準備期間中の放射性気体廃棄物の処理処分フロー	凡例 粒子用フィルタ よう素用フィルタ プレフィルタ ※：1号及び2号炉共用設備 ※※：1号、2号、3号及び4号炉共用設備 第 10.1 図 解体工事準備期間中の放射性気体廃棄物の処理処分フロー	・記載の適正化 ・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
※：1号炉及び2号炉共用設備 ※※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用設備 第 8.2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー	※：1号炉及び2号炉共用設備 ※※：1号、2号、3号及び4号炉共用設備 第 10.2 図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー	・読み替えに伴う番号の変更 ・記載の適正化 ・読み替えに伴う番号の変更
※：1号炉及び2号炉共用設備 ※※：1号、2号、3号炉及び4号炉共用設備 ※※※：1号、2号炉及び3号炉共用設備 第 8.3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理処分フロー	※：1号及び2号炉共用設備 ※※：1号、2号、3号及び4号炉共用設備 ※※※：1号、2号及び3号炉共用設備 第 10.3 図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理処分フロー	・記載の適正化 ・読み替えに伴う番号の変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

十一 廃止措置の工程

廃止措置の工程の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前					変 更 後					備 考																																																																																																											
九 廃止措置の工程					十一 廃止措置の工程					・読み替えに伴う番号の変更 ・読み替えに伴う番号の変更																																																																																																											
1 号原子炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく廃止措置計画の認可以降、この計画に基づき実施し、2054 年度までに完了する予定である。廃止措置工程を第 9.1 表に示す。					1 号原子炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく廃止措置計画の認可以降、この計画に基づき実施し、2054 年度までに完了する予定である。廃止措置工程を第 11.1 表に示す。																																																																																																																
第 9.1 表 廃止措置工程					第 11.1 表 廃止措置工程					・読み替えに伴う番号の変更																																																																																																											
<table><tr><th></th><th>第 1 段階 解体工事準備期間 【2016～2025 年度】</th><th>第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【2026～2040 年度】</th><th>第 3 段階 原子炉等解体撤去期間 【2041～2047 年度】</th><th>第 4 段階 建屋等解体撤去期間 【2048～2054 年度】</th></tr><tr><td rowspan="10">廃止措置工程</td><td>▽運転終了（2015. 4. 27）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="4">汚染のない設備解体撤去</td></tr><tr><td>汚染状況の調査</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="3">低レベル設備解体撤去</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>原子炉本体等解体撤去</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）</td><td></td><td>建屋等解体撤去</td></tr><tr><td colspan="2">核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">汚染の除去</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">汚染された物の廃棄</td><td></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td></td></tr></table>						第 1 段階 解体工事準備期間 【2016～2025 年度】	第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【2026～2040 年度】	第 3 段階 原子炉等解体撤去期間 【2041～2047 年度】	第 4 段階 建屋等解体撤去期間 【2048～2054 年度】		廃止措置工程	▽運転終了（2015. 4. 27）						汚染のない設備解体撤去				汚染状況の調査						低レベル設備解体撤去						原子炉本体等解体撤去			原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）			建屋等解体撤去	核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出				汚染の除去					汚染された物の廃棄										<table><tr><th></th><th>第 1 段階 解体工事準備期間 【2016～2025 年度】</th><th>第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【2026～2040 年度】</th><th>第 3 段階 原子炉等解体撤去期間 【2041～2047 年度】</th><th>第 4 段階 建屋等解体撤去期間 【2048～2054 年度】</th></tr><tr><td rowspan="10">廃止措置工程</td><td>▽運転終了（2015. 4. 27）</td><td colspan="3"></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="4">汚染のない設備解体撤去</td></tr><tr><td>汚染状況の調査</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td colspan="3">低レベル設備解体撤去</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>原子炉本体等解体撤去</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）</td><td></td><td>建屋等解体撤去</td></tr><tr><td colspan="2">核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">汚染の除去</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">汚染された物の廃棄</td><td></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td></td></tr></table>						第 1 段階 解体工事準備期間 【2016～2025 年度】	第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【2026～2040 年度】	第 3 段階 原子炉等解体撤去期間 【2041～2047 年度】	第 4 段階 建屋等解体撤去期間 【2048～2054 年度】	廃止措置工程	▽運転終了（2015. 4. 27）						汚染のない設備解体撤去				汚染状況の調査						低レベル設備解体撤去						原子炉本体等解体撤去			原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）			建屋等解体撤去	核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出				汚染の除去					汚染された物の廃棄								
	第 1 段階 解体工事準備期間 【2016～2025 年度】	第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【2026～2040 年度】	第 3 段階 原子炉等解体撤去期間 【2041～2047 年度】	第 4 段階 建屋等解体撤去期間 【2048～2054 年度】																																																																																																																	
廃止措置工程	▽運転終了（2015. 4. 27）																																																																																																																				
		汚染のない設備解体撤去																																																																																																																			
	汚染状況の調査																																																																																																																				
		低レベル設備解体撤去																																																																																																																			
			原子炉本体等解体撤去																																																																																																																		
	原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）			建屋等解体撤去																																																																																																																	
	核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出																																																																																																																				
	汚染の除去																																																																																																																				
	汚染された物の廃棄																																																																																																																				
	第 1 段階 解体工事準備期間 【2016～2025 年度】	第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【2026～2040 年度】	第 3 段階 原子炉等解体撤去期間 【2041～2047 年度】	第 4 段階 建屋等解体撤去期間 【2048～2054 年度】																																																																																																																	
廃止措置工程	▽運転終了（2015. 4. 27）																																																																																																																				
		汚染のない設備解体撤去																																																																																																																			
	汚染状況の調査																																																																																																																				
		低レベル設備解体撤去																																																																																																																			
			原子炉本体等解体撤去																																																																																																																		
	原子炉本体等放射能減衰（安全貯蔵）			建屋等解体撤去																																																																																																																	
	核燃料物質の 1 号内燃料貯蔵設備外への搬出																																																																																																																				
	汚染の除去																																																																																																																				
	汚染された物の廃棄																																																																																																																				

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

廃止措置に係る品質マネジメントシステムの記述を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり追加する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u> <u>廃止措置期間中における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保するため、原子炉設置許可申請書本文十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に定める。</u> <u>「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを「保安規定」及び「原子力発電所品質マニュアル（要則）」並びにそれらに基づく下部規定により明確にし、これらを効果的に運用することにより、廃止措置期間中における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の新規追加)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添 付 書 類

今回の変更申請に係る玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る
工事作業区域図

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等
があった場合に発生することが想定される事故の種類、
程度、影響等に関する説明書

添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説
明書

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき
期間に関する説明書

添付書類六 追補 1 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補

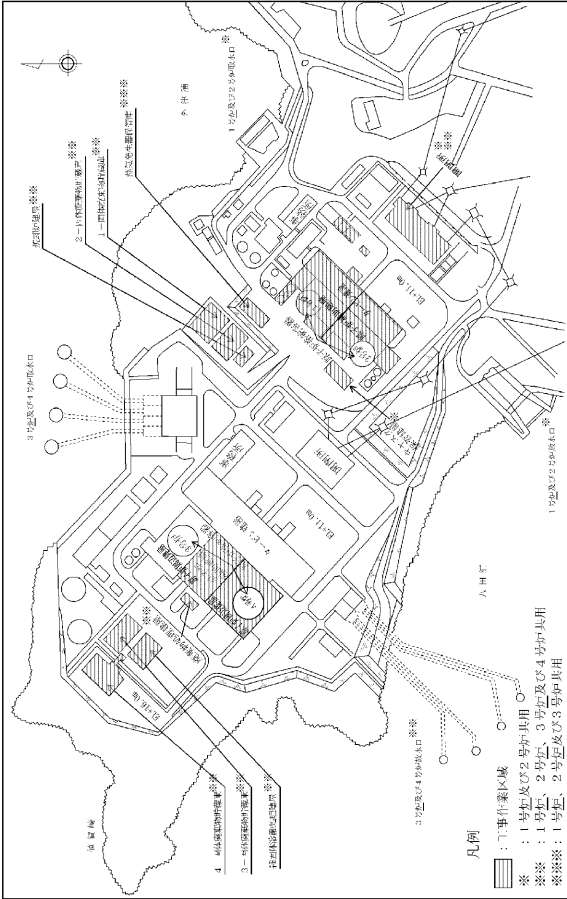
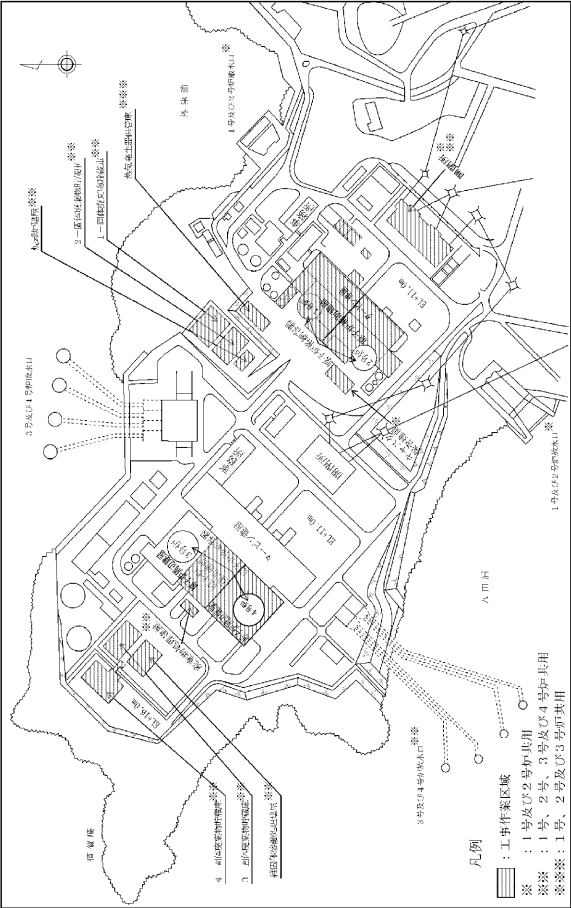
添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明
書

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工
事作業区域図

廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区
域図の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可
申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図  第 2.1.1 図 廃止措置に係る工事作業区域図	添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図  第 2.1.1 図 廃止措置に係る工事作業区域図	・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 1. 放射線管理 1.1 放射線防護に関する基本方針及び具体的方法 (1) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするため、遮へい設備、換気設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理する。具体的な維持管理については、「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。 2. 被ばく評価 2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価 2.2.1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく 2.2.1.1 解体工事準備期間中 (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量 解体工事準備期間中に解体対象施設から発生する放射性気体廃棄物は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」で評価を行っている希ガス及び放射性よう素（以下「よう素」という。）である。 希ガス及びよう素の放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」において、以下の事項について評価している。 a. ガス減衰タンク又は活性炭式希ガスホールドアップ装置から放出される希ガス b. 原子炉停止時の原子炉格納容器換気により放出される	添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 1. 放射線管理 1.1 放射線防護に関する基本方針及び具体的方法 (1) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするため、遮へい設備、換気設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理する。具体的な維持管理については、「六 性能維持施設」に示す。 2. 被ばく評価 2.2 周辺公衆の平常時の被ばく評価 2.2.1 放射性気体廃棄物の放出による被ばく 2.2.1.1 解体工事準備期間中 (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量 解体工事準備期間中に解体対象施設から発生する放射性気体廃棄物は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」で評価を行っている希ガス及び放射性よう素（以下「よう素」という。）である。 希ガス及びよう素の放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」において、以下の事項について評価している。 a. ガス減衰タンク又は活性炭式希ガスホールドアップ装置から放出される希ガス b. 原子炉停止時の原子炉格納容器換気により放出される	・実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に性能維持施設の維持管理について記載したことに伴う変更)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
希ガス及びよう素 c. 原子炉格納容器減圧時の排気により放出される希ガス及びよう素 d. 原子炉補助建屋等の換気により放出される希ガス及びよう素 e. 定期検査時に放出されるよう素¹³¹ このうち、1 号及び 2 号原子炉施設から寄与する、ガス減衰タンクからの排気、原子炉停止時の原子炉格納容器換気、原子炉格納容器減圧時の排気、原子炉補助建屋等の換気により放出される希ガス及びよう素は、1 号及び 2 号原子炉施設が原子炉の運転を終了していること及び原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。また、定期検査時のよう素¹³¹についても、半減期が約 8 日と短く、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。 解体工事準備期間中における 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の放射性気体廃棄物の年間放出量を第 3.2.1 表に示す。 以上を踏まえ、放射性気体廃棄物の放出管理目標値（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算）は、第 3.2.2 表のとおり設定し、これを超えないように努める。 (2) 実効線量の計算 a. 気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量 (a) 計算方法の概要 実効線量の計算に使用する気体廃棄物中の希ガスとして次の 4 種類を対象とする。	希ガス及びよう素 c. 原子炉格納容器減圧時の排気により放出される希ガス及びよう素 d. 原子炉補助建屋等の換気により放出される希ガス及びよう素 e. 定期検査時に放出されるよう素¹³¹ このうち、1 号及び 2 号原子炉施設から寄与する、ガス減衰タンクからの排気、原子炉停止時の原子炉格納容器換気、原子炉格納容器減圧時の排気、原子炉補助建屋等の換気により放出される希ガス及びよう素は、1 号及び 2 号原子炉施設が原子炉の運転を終了していること及び原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。また、定期検査時のよう素¹³¹についても、半減期が約 8 日と短く、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。 解体工事準備期間中における 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の放射性気体廃棄物の年間放出量を第 3.2.1 表に示す。 以上を踏まえ、放射性気体廃棄物の放出管理目標値（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算）は、第 3.2.2 表のとおり設定し、これを超えないように努める。 (2) 実効線量の計算 a. 気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量 (a) 計算方法の概要 実効線量の計算に使用する気体廃棄物中の希ガスとして次の 4 種類を対象とする。	・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
① 活性炭式希ガスホールドアップ装置から放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ② 原子炉停止時の原子炉格納容器換気により放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ③ 原子炉格納容器減圧時の排気により放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ④ 原子炉補助建屋等の換気により放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ②については、放出が間欠的な事象であるため、着目方位及びその隣接 2 方位へ向かう風の出現頻度の和と年間の放出回数とから二項確率分布の信頼度が 67%となるように、着目方位を中心とした 3 方位への最大放出回数を求め、その放射性雲からの実効線量を計算する。また、風速については、方位別大気安定度別風速逆数の平均を用いる。 ①の活性炭式希ガスホールドアップ装置から放出される希ガス、③及び④については、放出が連続的な事象であるとして、方位別大気安定度別風速逆数の総和を用いてその放射性雲からの実効線量を計算する。なお、風が着目方位に隣接する方位へ向かっている場合は、着目方位にも実効線量の寄与があるので、これも加算する。 方位別の実効線量の 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉合算は各原子炉からの寄与を保守的に評価して行う。 実効線量の計算は、3 号原子炉を中心として 16 方位に分割したうちの陸側 7 方位の敷地及び地役権設定地域等の	① 活性炭式希ガスホールドアップ装置から放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ② 原子炉停止時の原子炉格納容器換気により放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ③ 原子炉格納容器減圧時の排気により放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ④ 原子炉補助建屋等の換気により放出される希ガス（3 号及び 4 号炉各炉） ②については、放出が間欠的な事象であるため、着目方位及びその隣接 2 方位へ向かう風の出現頻度の和と年間の放出回数とから二項確率分布の信頼度が 67%となるように、着目方位を中心とした 3 方位への最大放出回数を求め、その放射性雲からの実効線量を計算する。また、風速については、方位別大気安定度別風速逆数の平均を用いる。 ①の活性炭式希ガスホールドアップ装置から放出される希ガス、③及び④については、放出が連続的な事象であるとして、方位別大気安定度別風速逆数の総和を用いてその放射性雲からの実効線量を計算する。なお、風が着目方位に隣接する方位へ向かっている場合は、着目方位にも実効線量の寄与があるので、これも加算する。 方位別の実効線量の 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算は各原子炉からの寄与を保守的に評価して行う。 実効線量の計算は、3 号原子炉を中心として 16 方位に分割したうちの陸側 7 方位の敷地及び地役権設定地域等の	・記載の適正化

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
境界（以下「敷地等境界」という。）について希ガスのγ線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。 (3) 実効線量の評価結果 「2.2.1.1 (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量」に示すとおり、解体工事準備期間中に 1 号及び 2 号原子炉施設から放出される希ガス及びよう素の放出による影響は無視でき、実効線量の評価結果は、「原子炉設置許可申請書 添付書類 九」に記載の値から、1 号及び 2 号原子炉施設の寄与分を除いた状態で推移すると評価できる。 したがって、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉からの希ガスのγ線による実効線量の評価結果は第 3.2.7 表に、また評価地点は第 3.2.1 図に示すとおりであり、その最大値は、3 号炉心から北東方向約 780m の敷地等境界において、約 $0.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。 また、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉による放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量の評価結果は第 3.2.8 表に、また評価地点は第 3.2.1 図に示すとおりであり、その最大値は、成人で約 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約 $0.6 \mu\text{Sv}/\text{y}$ 及び乳児で約 $0.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。 2.2.2 放射性液体廃棄物の放出による被ばく 2.2.2.1 解体工事準備期間中 (1) 放射性液体廃棄物の推定放出量	境界（以下「敷地等境界」という。）について希ガスのγ線による実効線量が最大となる地点での線量を求める。 (3) 実効線量の評価結果 「2.2.1.1 (1) 放射性気体廃棄物の推定放出量」に示すとおり、解体工事準備期間中に 1 号及び 2 号原子炉施設から放出される希ガス及びよう素の放出による影響は無視でき、実効線量の評価結果は、「原子炉設置許可申請書 添付書類 九」に記載の値から、1 号及び 2 号原子炉施設の寄与分を除いた状態で推移すると評価できる。 したがって、1 号、2 号、3 号及び 4 号炉からの希ガスのγ線による実効線量の評価結果は第 3.2.7 表に、また評価地点は第 3.2.1 図に示すとおりであり、その最大値は、3 号炉心から北東方向約 780m の敷地等境界において、約 $0.7 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。 また、1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量の評価結果は第 3.2.8 表に、また評価地点は第 3.2.1 図に示すとおりであり、その最大値は、成人で約 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約 $0.6 \mu\text{Sv}/\text{y}$ 及び乳児で約 $0.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。 2.2.2 放射性液体廃棄物の放出による被ばく 2.2.2.1 解体工事準備期間中 (1) 放射性液体廃棄物の推定放出量	・記載の適正化 ・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
解体工事準備期間中に、解体対象施設から発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様な廃棄物がある。 放出管理目標値は、1 号炉及び 2 号炉の運転終了に伴う復水器冷却水量及び補機冷却水量の減少を考慮し、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を 1 号及び 2 号原子炉運転中と同等に維持するよう、以下のとおり変更する。 a. 海水中における放射性物質の濃度 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の運転中においては、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の合計（トリチウムを除く。）で $1.4 \times 10^{11} \text{Bq/y}$ に設定して放出管理していた。 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、液体廃棄物に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量（補機冷却水を含む。）で除した放水口における濃度としている。実効線量評価を行う際には、年間放出量（トリチウムを除く。）は、各号炉とも $3.7 \times 10^{10} \text{Bq/y}$ とし、復水器冷却水量は保守的に最も少ない 1 号炉及び 2 号炉の値を用いている。 b. 解体工事準備期間中における放出管理目標値 運転中の実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、運転中の復水器冷却水量（補機冷却水を含む。）を基に計算している。 今後、1 号炉及び 2 号炉の冷却水量を減少させるが、	解体工事準備期間中に、解体対象施設から発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様な廃棄物がある。 放出管理目標値は、1 号及び 2 号炉の運転終了に伴う復水器冷却水量及び補機冷却水量の減少を考慮し、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を 1 号及び 2 号原子炉運転中と同等に維持するよう、以下のとおり変更する。 a. 海水中における放射性物質の濃度 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の運転中においては、放射性液体廃棄物の放出管理目標値を 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の合計（トリチウムを除く。）で $1.4 \times 10^{11} \text{Bq/y}$ に設定して放出管理していた。 「原子炉設置許可申請書 添付書類九」では、液体廃棄物に含まれる放射性物質に起因する実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量（補機冷却水を含む。）で除した放水口における濃度としている。実効線量評価を行う際には、年間放出量（トリチウムを除く。）は、各号炉とも $3.7 \times 10^{10} \text{Bq/y}$ とし、復水器冷却水量は保守的に最も少ない 1 号及び 2 号炉の値を用いている。 b. 解体工事準備期間中における放出管理目標値 運転中の実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、運転中の復水器冷却水量（補機冷却水を含む。）を基に計算している。 今後、1 号及び 2 号炉の冷却水量を減少させるが、実	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を 1 号及び 2 号原子炉運転中と同等に維持するよう、1 号炉及び 2 号炉の年間放出量を減少させる。 解体工事準備期間中における 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第 3.2.9 表に示す。 以上を踏まえ、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算）は、第 3.2.10 表のとおり設定し、これを超えないよう努める。 (3) 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するため、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」記載の値と同等となり、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉による液体廃棄物に含まれる放射性物質（よう素を除く。）に起因する実効線量は、約 $2.8 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。 また、1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉による液体廃棄物に含まれるよう素による実効線量は、海藻類を摂取する場合、成人で約 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約 $0.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$、乳児で約 $0.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$、海藻類を摂取しない場合は、成人で約 $0.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約 $0.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$、乳児で約 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。	効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を 1 号及び 2 号原子炉運転中と同等に維持するよう、1 号及び 2 号炉の年間放出量を減少させる。 解体工事準備期間中における 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第 3.2.9 表に示す。 以上を踏まえ、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉合算）は、第 3.2.10 表のとおり設定し、これを超えないよう努める。 (3) 実効線量の評価結果 放出管理目標値に相当する放射性物質を管理放出する場合の実効線量の評価結果は、海水中における放射性物質の濃度を原子炉運転中と同等に維持するため、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」記載の値と同等となり、1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による液体廃棄物に含まれる放射性物質（よう素を除く。）に起因する実効線量は、約 $2.8 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。 また、1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による液体廃棄物に含まれるよう素による実効線量は、海藻類を摂取する場合、成人で約 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約 $0.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$、乳児で約 $0.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$、海藻類を摂取しない場合は、成人で約 $0.1 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約 $0.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$、乳児で約 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$ である。	・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
2.2.3 気体廃棄物中及び液体廃棄物中のよう素を同時に摂取する場合による被ばく 2.2.3.1 解体工事準備期間中 (2) 実効線量の評価結果 解体工事準備期間中の 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉による気体廃棄物中及び液体廃棄物に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、海藻類を摂取する場合は、成人で約$0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約$0.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$及び乳児で約$0.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。また、海藻類を摂取しない場合は、成人で約$0.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約$0.8 \mu\text{Sv}/\text{y}$及び乳児で約$0.6 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。 よう素に起因する実効線量は、気体廃棄物中及び液体廃棄物に含まれるよう素を同時に摂取する場合において海藻類を摂取しない場合の幼児が最大となり、約$0.8 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。 2.2.4 直接線量及びスカイシャイン線量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1 号及び 2 号原子炉施設は、原子炉の運転を停止してから長期間が経過しており、放射能は減衰している。また、既設の建屋及び構築物等を維持し、系統の汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。	2.2.3 気体廃棄物中及び液体廃棄物中のよう素を同時に摂取する場合による被ばく 2.2.3.1 解体工事準備期間中 (2) 実効線量の評価結果 解体工事準備期間中の 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉による気体廃棄物中及び液体廃棄物に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、海藻類を摂取する場合は、成人で約$0.2 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約$0.4 \mu\text{Sv}/\text{y}$及び乳児で約$0.5 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。また、海藻類を摂取しない場合は、成人で約$0.3 \mu\text{Sv}/\text{y}$、幼児で約$0.8 \mu\text{Sv}/\text{y}$及び乳児で約$0.6 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。 よう素に起因する実効線量は、気体廃棄物中及び液体廃棄物に含まれるよう素を同時に摂取する場合において海藻類を摂取しない場合の幼児が最大となり、約$0.8 \mu\text{Sv}/\text{y}$である。 2.2.4 直接線量及びスカイシャイン線量 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1 号及び 2 号原子炉施設は、原子炉の運転を停止してから長期間が経過しており、放射能は減衰している。また、既設の建屋及び構築物等を維持し、系統の汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、安全確保のために必要な機能を維持する。	・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
したがって解体工事準備期間中の原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間$50\mu\text{Gy}$を下回る通常運転時の状態から、1 号炉及び 2 号炉の原子炉運転を前提とした原子炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。以上のことから、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地等境界外において年間$50\mu\text{Gy}$を下回る。 2.2.5 被ばく評価のまとめ (1) 解体工事準備期間中 敷地等境界外における 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの γ 線からの外部被ばくによる実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量及びよう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量は、それぞれ約$0.7\mu\text{Sv/y}$、約$2.8\mu\text{Sv/y}$及び約$0.8\mu\text{Sv/y}$となり、合計は約$4.2\mu\text{Sv/y}$で第3.2.14表に示すとおりである。 なお、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地等境界外において年間$50\mu\text{Gy}$を下回る。	したがって解体工事準備期間中の原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間$50\mu\text{Gy}$を下回る通常運転時の状態から、1 号及び 2 号炉の原子炉運転を前提とした原子炉格納容器からの空気カーマを差し引いた値となる。以上のことから、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地等境界外において年間$50\mu\text{Gy}$を下回る。 2.2.5 被ばく評価のまとめ (1) 解体工事準備期間中 敷地等境界外における 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの γ 線からの外部被ばくによる実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量及びよう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量は、それぞれ約$0.7\mu\text{Sv/y}$、約$2.8\mu\text{Sv/y}$及び約$0.8\mu\text{Sv/y}$となり、合計は約$4.2\mu\text{Sv/y}$で第3.2.14表に示すとおりである。 なお、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地等境界外において年間$50\mu\text{Gy}$を下回る。	・記載の適正化 ・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
第3.2.1表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の年間放出量						第3.2.1表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の年間放出量						
	核種	1号炉 (Bq/y)	2号炉 (Bq/y)	3号炉※ (Bq/y)	4号炉※ (Bq/y)		核種	1号炉 (Bq/y)	2号炉 (Bq/y)	3号炉※ (Bq/y)	4号炉※ (Bq/y)	
希ガス	K r－85m	～ 0	～ 0	1.8×10 ¹²	1.8×10 ¹²	希ガス	K r－85m	～ 0	～ 0	1.8×10 ¹²	1.8×10 ¹²	・記載の適正化
	K r－85	～ 0	～ 0	1.9×10 ¹⁴	1.9×10 ¹⁴		K r－85	～ 0	～ 0	1.9×10 ¹⁴	1.9×10 ¹⁴	
	K r－87	～ 0	～ 0	1.0×10 ¹²	1.0×10 ¹²		K r－87	～ 0	～ 0	1.0×10 ¹²	1.0×10 ¹²	
	K r－88	～ 0	～ 0	3.1×10 ¹²	3.1×10 ¹²		K r－88	～ 0	～ 0	3.1×10 ¹²	3.1×10 ¹²	
	X e－131m	～ 0	～ 0	2.3×10 ¹³	2.2×10 ¹³		X e－131m	～ 0	～ 0	2.3×10 ¹³	2.2×10 ¹³	
	X e－133m	～ 0	～ 0	2.8×10 ¹²	2.8×10 ¹²		X e－133m	～ 0	～ 0	2.8×10 ¹²	2.8×10 ¹²	
	X e－133	～ 0	～ 0	3.0×10 ¹⁴	3.0×10 ¹⁴		X e－133	～ 0	～ 0	3.0×10 ¹⁴	3.0×10 ¹⁴	
	X e－135m	～ 0	～ 0	9.4×10 ¹⁰	9.4×10 ¹⁰		X e－135m	～ 0	～ 0	9.4×10 ¹⁰	9.4×10 ¹⁰	
	X e－135	～ 0	～ 0	3.2×10 ¹²	2.6×10 ¹²		X e－135	～ 0	～ 0	3.2×10 ¹²	2.6×10 ¹²	
	X e－138	～ 0	～ 0	5.0×10 ¹¹	5.0×10 ¹¹		X e－138	～ 0	～ 0	5.0×10 ¹¹	5.0×10 ¹¹	
	放出量合計	～ 0	～ 0	5.2×10 ¹⁴	5.2×10 ¹⁴		放出量合計	～ 0	～ 0	5.2×10 ¹⁴	5.2×10 ¹⁴	
よう素	I－131	～ 0	～ 0	1.5×10 ¹⁰	1.5×10 ¹⁰	よう素	I－131	～ 0	～ 0	1.5×10 ¹⁰	1.5×10 ¹⁰	
	I－133	～ 0	～ 0	1.8×10 ¹⁰	1.8×10 ¹⁰		I－133	～ 0	～ 0	1.8×10 ¹⁰	1.8×10 ¹⁰	
※：3号炉及び4号炉から放出される希ガス及びよう素の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値						※：3号及び4号炉から放出される希ガス及びよう素の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値						
第3.2.2表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)						第3.2.2表 解体工事準備期間中における放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq/y)						
項 目		放出管理目標値※				項 目		放出管理目標値※				
放射性 気体廃棄物	希ガス	1.0×10 ¹⁵				放射性 気体廃棄物	希ガス	1.0×10 ¹⁵				
	よう素 131	3.0×10 ¹⁰					よう素 131	3.0×10 ¹⁰				
※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉合算の値を示す。						※：1号、2号、3号及び4号炉合算の値を示す。						・記載の適正化

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前			変 更 後			備 考
第 3.2.9 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量			第 3.2.9 表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量			・ 記載の適正化
核種	1 号炉及び 2 号炉各炉 (Bq／y)	3 号炉及び 4 号炉各炉※ (Bq／y)	核種	1 号及び 2 号炉各炉 (Bq／y)	3 号及び 4 号炉各炉※ (Bq／y)	
C r－51	1.65×10 ⁷	7.4×10 ⁸	C r－51	1.65×10 ⁷	7.4×10 ⁸	・ 記載の適正化
M n－54	2.48×10 ⁷	1.11×10 ⁹	M n－54	2.48×10 ⁷	1.11×10 ⁹	
F e－59	1.65×10 ⁷	7.4×10 ⁸	F e－59	1.65×10 ⁷	7.4×10 ⁸	
C o－58	8.26×10 ⁷	3.7×10 ⁹	C o－58	8.26×10 ⁷	3.7×10 ⁹	
C o－60	1.24×10 ⁸	5.55×10 ⁹	C o－60	1.24×10 ⁸	5.55×10 ⁹	
S r－89	1.65×10 ⁷	7.4×10 ⁸	S r－89	1.65×10 ⁷	7.4×10 ⁸	
S r－90	8.26×10 ⁶	3.7×10 ⁸	S r－90	8.26×10 ⁶	3.7×10 ⁸	
I－131	1.24×10 ⁸	5.55×10 ⁹	I－131	1.24×10 ⁸	5.55×10 ⁹	
C s－134	1.65×10 ⁸	7.4×10 ⁹	C s－134	1.65×10 ⁸	7.4×10 ⁹	
C s－137	2.48×10 ⁸	1.11×10 ¹⁰	C s－137	2.48×10 ⁸	1.11×10 ¹⁰	
放出量合計 (H－3を除く)	8.2×10 ⁸	3.7×10 ¹⁰	放出量合計 (H－3を除く)	8.2×10 ⁸	3.7×10 ¹⁰	
H－3	8.2×10 ¹¹	7.4×10 ¹³	H－3	8.2×10 ¹¹	7.4×10 ¹³	
年間の復水器冷却水量 (補機冷却水を含む。)	2.10×10 ⁷ (m ³ /y)	2.06×10 ⁹ (m ³ /y)	年間の復水器冷却水量 (補機冷却水を含む。)	2.10×10 ⁷ (m ³ /y)	2.06×10 ⁹ (m ³ /y)	
※：3号炉及び4号炉から放出される放射性液体廃棄物の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値			※：3号及び4号炉から放出される放射性液体廃棄物の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に示す値			
第3.2.10表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq／y)			第3.2.10表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値 (単位：Bq／y)			
項 目	放出管理目標値※		項 目	放出管理目標値※		・ 記載の適正化
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10 ¹⁰		放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10 ¹⁰		
※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉合算の値を示す。			※：1号、2号、3号及び4号炉合算の値を示す。			

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前				変 更 後				備 考
第 3.2.12 表 液体廃棄物の放水口濃度				第 3.2.12 表 液体廃棄物の放水口濃度				・記載の適正化
核 種	核種構成 (%)	放水口濃度 C wi (Bq／cm³)		核 種	核種構成 (%)	放水口濃度 C wi (Bq／cm³)		
		1 号炉及び 2 号炉各炉	3 号炉及び 4 号炉各炉			1 号及び 2 号炉各炉	3 号及び 4 号炉各炉	
C r -51	2	7.86×10 ⁻⁷	3.59×10 ⁻⁷	C r -51	2	7.86×10 ⁻⁷	3.59×10 ⁻⁷	
M n -54	3	1.18×10 ⁻⁶	5.39×10 ⁻⁷	M n -54	3	1.18×10 ⁻⁶	5.39×10 ⁻⁷	
F e -59	2	7.86×10 ⁻⁷	3.59×10 ⁻⁷	F e -59	2	7.86×10 ⁻⁷	3.59×10 ⁻⁷	
C o -58	10	3.93×10 ⁻⁶	1.80×10 ⁻⁶	C o -58	10	3.93×10 ⁻⁶	1.80×10 ⁻⁶	
C o -60	15	5.90×10 ⁻⁶	2.69×10 ⁻⁶	C o -60	15	5.90×10 ⁻⁶	2.69×10 ⁻⁶	
S r -89	2	7.86×10 ⁻⁷	3.59×10 ⁻⁷	S r -89	2	7.86×10 ⁻⁷	3.59×10 ⁻⁷	
S r -90	1	3.93×10 ⁻⁷	1.80×10 ⁻⁷	S r -90	1	3.93×10 ⁻⁷	1.80×10 ⁻⁷	
I -131	15	5.90×10 ⁻⁶	2.69×10 ⁻⁶	I -131	15	5.90×10 ⁻⁶	2.69×10 ⁻⁶	
C s -134	20	7.86×10 ⁻⁶	3.59×10 ⁻⁶	C s -134	20	7.86×10 ⁻⁶	3.59×10 ⁻⁶	
C s -137	30	1.18×10 ⁻⁵	5.39×10 ⁻⁶	C s -137	30	1.18×10 ⁻⁵	5.39×10 ⁻⁶	
H-3	—	3.93×10 ⁻²	3.59×10 ⁻²	H-3	—	3.93×10 ⁻²	3.59×10 ⁻²	

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																				
第3.2.14表 平常時の敷地等境界外における実効線量 (単位：μSv/y) <table><tr><td></td><td>実効線量*</td></tr><tr><td>放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線からの外部被ばくによる実効線量</td><td>約0.7</td></tr><tr><td>放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量</td><td>約2.8</td></tr><tr><td>よう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量</td><td>約0.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>約4.2</td></tr></table> ※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉合算の値を示す。		実効線量*	放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線からの外部被ばくによる実効線量	約0.7	放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約2.8	よう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約0.8	合 計	約4.2	第3.2.14表 平常時の敷地等境界外における実効線量 (単位：μSv/y) <table><tr><td></td><td>実効線量*</td></tr><tr><td>放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線からの外部被ばくによる実効線量</td><td>約0.7</td></tr><tr><td>放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量</td><td>約2.8</td></tr><tr><td>よう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量</td><td>約0.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>約4.2</td></tr></table> ※：1号、2号、3号及び4号炉合算の値を示す。		実効線量*	放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線からの外部被ばくによる実効線量	約0.7	放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約2.8	よう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約0.8	合 計	約4.2	・記載の適正化
	実効線量*																					
放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線からの外部被ばくによる実効線量	約0.7																					
放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約2.8																					
よう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約0.8																					
合 計	約4.2																					
	実効線量*																					
放射性気体廃棄物中の希ガスのγ線からの外部被ばくによる実効線量	約0.7																					
放射性液体廃棄物中の放射性物質の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約2.8																					
よう素の摂取に伴う内部被ばくによる実効線量	約0.8																					
合 計	約4.2																					

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等が
あった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、
影響等に関する説明書

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 1.1 事故の想定 1 号原子炉施設における炉心からの燃料集合体の取出しは既に完了しており、解体工事準備期間中は、「<u>六</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に使用済燃料を貯蔵している。 また、汚染された設備の解体撤去を行わず、「添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u>」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。 したがって、解体工事準備期間中の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故として、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」に示す事故のうち、環境への放射性物質の異常な放出事象の「燃料集合体の落下」とする。	添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書 1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受ける線量評価 1.1 事故の想定 1 号原子炉施設における炉心からの燃料集合体の取出しは既に完了しており、解体工事準備期間中は、「<u>八</u> 核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に使用済燃料を貯蔵している。 また、汚染された設備の解体撤去を行わず、「<u>六</u> <u>性能維持施設</u>」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。 したがって、解体工事準備期間中の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故として、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」に示す事故のうち、環境への放射性物質の異常な放出事象の「燃料集合体の落下」とする。	・読み替えに伴う番号の変更 ・実用炉規則の改正に伴う変更 （「六 性能維持施設」に性能維持施設の維持管理について記載したことに伴う変更）

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u>」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。	また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u>」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。	・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明
書

核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 1. 現状の評価 解体対象施設の現状の汚染の分布については、加圧水型原子炉施設のモデルプラントにおける評価結果を基に、主要な設備の放射能レベルを推定し、放射能レベル区分別の放射性廃棄物発生量を評価している。評価の前提条件を以下に示す。 (1) 実効運転期間 30 年（運転期間 40 年、稼働率 75%） (2) 原子炉停止後の安全貯蔵期間 6 年（準備期間 1 年＋安全貯蔵期間 5 年） (3) 二次的な汚染を生じている設備の解体前除染による除染効果（除染係数 30） (4) 二次的な汚染を生じている設備の解体後除染による除染効果（除染係数 100） 上記の条件による汚染の推定分布図を第 4.3 図、廃止措置に伴い発生する放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の推定発生量を第 8.3 表に示す。	添付書類五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 1. 現状の評価 解体対象施設の現状の汚染の分布については、加圧水型原子炉施設のモデルプラントにおける評価結果を基に、主要な設備の放射能レベルを推定し、放射能レベル区分別の放射性廃棄物発生量を評価している。評価の前提条件を以下に示す。 (1) 実効運転期間 30 年（運転期間 40 年、稼働率 75%） (2) 原子炉停止後の安全貯蔵期間 6 年（準備期間 1 年＋安全貯蔵期間 5 年） (3) 二次的な汚染を生じている設備の解体前除染による除染効果（除染係数 30） (4) 二次的な汚染を生じている設備の解体後除染による除染効果（除染係数 100） 上記の条件による汚染の推定分布図を第 4.3 図、廃止措置に伴い発生する放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の推定発生量を第 <u>10.3</u> 表に示す。	・読み替えに伴う番号の変更

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u> 1. 概要 <u>1 号原子炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ると共に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、必要な機能を維持管理する。</u> <u>これらの設備等の機能については、定期的に点検、校正及び検査等で確認していく。</u> <u>なお、これら廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</u> 2. <u>維持管理対象設備のうち共用施設における維持管理</u> <u>「四 廃止措置対象施設及びその敷地」に示す 2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設における保守管理及び施設定期検査を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</u>	添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u> 1. 概要 <u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について示す。</u> 2. <u>廃止措置期間中に維持管理すべき施設</u> <u>性能維持施設は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ると共に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、必要な機能及び性能を維持管理する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映) ・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実) ・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映) ・実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<u>(1) 2 号炉との共用施設については、2 号炉にて維持管理を実施する。</u> <u>(2) 2 号炉、3 号炉及び 4 号炉との共用施設については、3 号炉又は 4 号炉にて維持管理を実施する。</u> <u>(3) 2 号炉及び 4 号炉との共用施設については、4 号炉にて維持管理を実施する。</u> <u>(4) 2 号炉及び 3 号炉との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、2 号炉にて維持管理を実施する。</u> 3. <u>解体工事準備期間における維持管理に関する内容</u> <u>解体工事準備期間中に機能を維持すべき設備等に対し、廃止措置期間中に要求される機能及び維持すべき期間を第 6.1.1 表に示す。</u> <u>主な設備等の維持管理の考え方は以下のとおりである。</u> <u>(1) 放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。</u>	3. <u>性能維持施設の機能及び性能</u> <u>(1) 建屋及び構築物</u> <u>廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。</u> <u>また、廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。</u> <u>建屋及び構築物の機能及び性能維持施設を第 6.3.1 表に示す。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更) ・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考												
(2) 核燃料物質の取扱設備及び貯蔵設備については、使用済燃料が 1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出されるまでの期間は、燃料落下防止機能、臨界防止機能及び浄化冷却等の機能を維持管理する。また、新燃料が 1 号内燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間は、燃料落下防止機能及び臨界防止機能を維持管理する。	<table><tr><th colspan="2">第 6.3.1 表 建屋及び構築物の機能及び性能維持施設</th></tr><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td rowspan="3">放射線遮へい機能</td><td>原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット))</td></tr><tr><td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td></tr><tr><td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td></tr><tr><td>放射性物質漏えい防止機能</td><td>原子炉補助建屋</td></tr><tr><td></td><td>原子炉格納容器</td></tr></table> 原子炉格納容器については、廃止措置期間中、原子炉冷却材喪失事故等は発生しないため、「事故時の気密性」及び「事故時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。 「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 1 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.2 表に示す。	第 6.3.1 表 建屋及び構築物の機能及び性能維持施設		機能	性能維持施設	放射線遮へい機能	原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット))	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋		原子炉格納容器	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
第 6.3.1 表 建屋及び構築物の機能及び性能維持施設														
機能	性能維持施設													
放射線遮へい機能	原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット))													
	原子炉容器周囲のコンクリート壁													
	原子炉格納容器外周のコンクリート壁													
放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋													
	原子炉格納容器													

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
	第 6.3.2 表 核燃料物質取扱設備の機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機 能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>燃料落下防止機能</td><td>使用済燃料ビットクレーン</td></tr><tr><td>臨界防止機能</td><td>補助建屋クレーン</td></tr><tr><td></td><td>新燃料エレベータ</td></tr><tr><td>除染機能</td><td>除染装置</td></tr></table> 「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」を有する性能維持施設 の性能は、以下のとおりである。 ・新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に 新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態で あること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及 び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であるこ と。 「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりで ある。 ・使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がな い状態であること。 b. 核燃料物質貯蔵設備 廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 1 号炉新燃料貯蔵 設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があ ることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、 「浄化冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。 核燃料物質貯蔵設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.3 表に示す。	機 能	性能維持施設	燃料落下防止機能	使用済燃料ビットクレーン	臨界防止機能	補助建屋クレーン		新燃料エレベータ	除染機能	除染装置	・実用炉規則の改正に 伴う変更 (記載の充実)
機 能	性能維持施設											
燃料落下防止機能	使用済燃料ビットクレーン											
臨界防止機能	補助建屋クレーン											
	新燃料エレベータ											
除染機能	除染装置											

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考										
	第 6.3.3 表 核燃料物質貯蔵設備の機能及び性能維持施設 <table><thead><tr><th>機 能</th><th>性能維持施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>臨界防止機能</td><td>新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット、使用済燃料ラック）</td></tr><tr><td>水位及び漏えいの監視機能</td><td>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット水位及び使用済燃料ビット水の漏えいを監視する設備）</td></tr><tr><td>浄化冷却機能</td><td>使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット水浄化冷却設備）</td></tr><tr><td>給水機能</td><td>燃料取替用水タンク</td></tr></tbody></table> 核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料ビット水浄化冷却設備については、廃止措置期間中、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用済燃料ビットの冷却に必要な 1 系統を維持管理する。 燃料取替用水タンクについては、廃止措置期間中、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。 「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 ・新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。 「水位及び漏えいの監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・使用済燃料ビットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が	機 能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット、使用済燃料ラック）	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット水位及び使用済燃料ビット水の漏えいを監視する設備）	浄化冷却機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット水浄化冷却設備）	給水機能	燃料取替用水タンク	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機 能	性能維持施設											
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラック） 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット、使用済燃料ラック）											
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット水位及び使用済燃料ビット水の漏えいを監視する設備）											
浄化冷却機能	使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ビット水浄化冷却設備）											
給水機能	燃料取替用水タンク											

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
なお、使用済燃料を１号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故対策設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補１」「<u>２．維持管理に関する内容</u>」の追補</u>」にて補足する。 (3) <u>放射性廃棄物の廃棄設備については、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、処理機能及び貯蔵機能を維持管理する。</u>	<u>発信できる状態であること。</u> ・<u>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</u> ・<u>「浄化冷却機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> ・<u>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。</u> ・<u>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</u> ・<u>「給水機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> ・<u>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u> なお、使用済燃料を１号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している期間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補１」「<u>３．性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補</u>」にて補足する。 (3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u> <u>廃止措置期間中は、放射性気体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実) ・「廃止措置計画審査基準」の改正に伴う変更 ・実用炉規則の改正に伴う変更 (追補箇所変更の反映) ・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考													
	<u>放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.4 表に示す。</u> 第 6.3.4 表 放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td><u>放射性廃棄物処理機能</u></td><td><u>原子炉補助建屋排気筒</u></td></tr></table> <u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <u>・放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u> <u>廃止措置期間中は、放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。</u> <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</u> 第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td rowspan="6"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td><td><u>廃液貯蔵タンク</u></td></tr><tr><td><u>冷却材ドレンタンク</u></td></tr><tr><td><u>補助建屋冷却材ドレンタンク</u></td></tr><tr><td><u>補助建屋機器ドレンタンク</u></td></tr><tr><td><u>補助建屋サンプタンク</u></td></tr><tr><td><u>格納容器サンプ</u></td></tr></table> <u>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <u>・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>原子炉補助建屋排気筒</u>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>廃液貯蔵タンク</u>	<u>冷却材ドレンタンク</u>	<u>補助建屋冷却材ドレンタンク</u>	<u>補助建屋機器ドレンタンク</u>	<u>補助建屋サンプタンク</u>	<u>格納容器サンプ</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機能	性能維持施設														
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>原子炉補助建屋排気筒</u>														
機能	性能維持施設														
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>廃液貯蔵タンク</u>														
	<u>冷却材ドレンタンク</u>														
	<u>補助建屋冷却材ドレンタンク</u>														
	<u>補助建屋機器ドレンタンク</u>														
	<u>補助建屋サンプタンク</u>														
	<u>格納容器サンプ</u>														

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
(4) 放射線管理設備については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視及び放出管理の機能を維持管理する。	(4) 放射線管理施設 a. 原子炉施設の放射線監視 廃止措置期間中は、原子炉施設の放射線を管理する必要があるため、原子炉施設の放射線を監視する「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。 (a) 固定エリアモニタ 作業等で人が立ち入る代表的なエリア及び作業により放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの固定エリアモニタを維持管理する。固定エリアモニタの機能及び性能維持施設を第 6.3.6 表に示す。 第 6.3.6 表 固定エリアモニタの機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機能</th><th colspan="2">性能維持施設</th></tr><tr><td rowspan="2">放射線監視機能</td><td>固定エリア</td><td>ドラム詰室</td></tr><tr><td>モニタ</td><td>使用済燃料ピット付近</td></tr></table> 「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・線量当量率を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 (b) 固定プロセスモニタ 廃止措置期間中は、1 次冷却材の放射能を監視するモニタ、1 次冷却材の 2 次系への漏えいを監視するモニタ等は不要となるが、管理区域で使用した後の補助蒸気は、管理区域外へ移送されることから、補助蒸気復水モニタを維持管理する。固定プロセスモニタの機能及び性能維持施設を第 6.3.7 表に示す。	機能	性能維持施設		放射線監視機能	固定エリア	ドラム詰室	モニタ	使用済燃料ピット付近	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機能	性能維持施設									
放射線監視機能	固定エリア	ドラム詰室								
	モニタ	使用済燃料ピット付近								

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考								
	第 6.3.7 表 固定プロセスモニタの機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機 能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>放射線監視機能</td><td>固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）</td></tr></table> 「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 b. 環境への放射性物質の放出管理 廃止措置期間中は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する必要があるため、環境へ放出する放射性物質を確認する「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設を第 6.3.8 表に示す。 第 6.3.8 表 環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機 能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>放出管理機能</td><td>排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）</td></tr></table> 原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ及び原子炉格納容器排気筒ガスモニタについては、廃止措置期間中、多重性は必要ないことから、環境へ放出する放射能の監視に必要な各 1 台を維持管理する。 「放出管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。	機 能	性能維持施設	放射線監視機能	固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）	機 能	性能維持施設	放出管理機能	排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）	・実用炉規則の改正に伴う変更 （記載の充実）
機 能	性能維持施設									
放射線監視機能	固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）									
機 能	性能維持施設									
放出管理機能	排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）									

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備 考						
(5) 換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、建屋内の換気機能を維持管理する。 (6) 非常用電源設備については、原子炉施設の安全確保上必要な場合に適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理する。	(5) 解体中に必要なその他の施設 a. 換気設備 廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生のある可能性のある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する換気設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.9 表に示す。 <table><tr><th colspan="2">第 6.3.9 表 換気設備の機能及び性能維持施設</th></tr><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>換気機能</td><td>原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器給気ユニット、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒）</td></tr></table> 換気設備については、廃止措置期間中、機器故障時には立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、機能を維持するために必要な格納容器給気ファン、格納容器排気ファン及び補助建屋排気ファンの台数は各 1 台となる。 「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。 b. 非常用電源設備 廃止措置期間中は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用	第 6.3.9 表 換気設備の機能及び性能維持施設		機能	性能維持施設	換気機能	原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器給気ユニット、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒）	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
第 6.3.9 表 換気設備の機能及び性能維持施設								
機能	性能維持施設							
換気機能	原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器給気ユニット、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒）							

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考				
	電源を喪失した際においても冷却を行う必要がある。また、商用電源を喪失した際においても作業者が建屋から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.10 表に示す。 第 6.3.10 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>電源供給機能</td><td>ディーゼル発電機 蓄電池</td></tr></table> 非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中、商用電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動（10 秒以内の電圧確立）機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。 「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。 ・非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 蓄電池については、廃止措置期間中、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 組を維持管理する。	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機能	性能維持施設					
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池					

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考					
(7) <u>その他原子炉補機冷却水設備等の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理する。</u>	<u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</u> <u>・ 直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u> c. <u>その他の安全確保上必要な設備</u> <u>廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.11 表に示す。</u> 第 6.3.11 表 <u>その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u> <table><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td rowspan="2">冷却機能</td><td><u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク）</u></td></tr><tr><td><u>原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）</u></td></tr></table> <u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）については、廃止措置期間中、事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、1 台又は 1 基を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため、原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</u> <u>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却熱交換器、</u>	機能	性能維持施設	冷却機能	<u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク）</u>	<u>原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）</u>	・ 実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機能	性能維持施設						
冷却機能	<u>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク）</u>						
	<u>原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）</u>						

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考				
	原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク）の性能は、以下のとおりである。 ・性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。 「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は、以下のとおりである。 ・性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。 また、廃止措置期間中は、商用電源喪失時においても作業者が建屋から安全に避難できるよう、安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.12 表に示す。 第 6.3.12 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設 <table><tr><th>機 能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>照明機能</td><td>非常用照明</td></tr></table> 「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。 ・非常用照明が点灯できる状態であること。 (6) 検査・校正 性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、「保安規定」に施設管理計画を定めて、定期的に点検、検査及び校正を実施する。 (7) その他の安全対策 a. 管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置を講じる。 b. 維持管理を行う放射線管理施設を用いて、原子炉施設からの放	機 能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機 能	性能維持施設					
照明機能	非常用照明					
(8) 管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置を講じる。 (9) 維持管理を行う放射線管理施設を用いて、原子炉施設からの放						

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考				
出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。 <u>(10) 原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</u> <u>(11) 消火設備については、必要な機能を維持管理すると共に、火災防護のために必要な措置を講じる。</u>	出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行う。 c. <u>原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じる。</u> d. <u>火災の防護については、廃止措置期間中、火気作業や可燃物を取り扱う必要があることから「消火機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全対策の機能及び性能維持施設を第 6.3.13 表に示す。</u> <u>第 6.3.13 表 その他の安全対策の機能及び性能維持施設</u> <table><tr><th>機能</th><th>性能維持施設</th></tr><tr><td>消火機能</td><td>消火設備（消火配管、消火栓）</td></tr></table> <u>可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要なため、火災防護のための措置を定め、実施する。</u> <u>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> <u>・消火栓から放水できる状態であること。</u> <u>4. 性能維持施設の維持期間</u> <u>(1) 建屋及び構造物</u> <u>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</u> <u>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐために必要な「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、管理区</u>	機能	性能維持施設	消火機能	消火設備（消火配管、消火栓）	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)
機能	性能維持施設					
消火機能	消火設備（消火配管、消火栓）					

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>域を解除するまで維持管理する。</u> <u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u> a. <u>核燃料物質取扱設備</u> <u>新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」及び「除染機能」並びに性能は、1 号炉原子炉補助建屋内及び原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> b. <u>核燃料物質貯蔵設備</u> <u>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、1 号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</u> a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u> <u>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u> b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u> <u>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	(4) <u>放射線管理施設</u> a. <u>原子炉施設の放射線監視</u> <u>原子炉施設の放射線を管理するために必要な「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</u> b. <u>環境への放射性物質の放出管理</u> <u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出するために必要な「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u> (5) <u>解体中に必要なその他の施設</u> a. <u>換気設備</u> <u>管理区域内の空気浄化に必要な「換気機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</u> b. <u>非常用電源設備</u> <u>商用電源喪失時に安全確保のために必要な「電源供給機能」及び性能は、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで又は建屋を解体する前まで維持管理する。</u> c. <u>その他安全確保上必要な設備</u> <u>使用済燃料を冷却するために必要な「冷却機能」及び性能は、1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u> <u>また、商用電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」及び性能は、各建屋を解体する前まで維持管理する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
4. 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降における維持管理に関する内容 <u>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降における維持管理対象設備については、解体工事準備期間に検討する解体撤去の手順及び工法を踏まえ、解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備、維持機能及び性能並びに維持期間を原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u> 5. そ の 他 解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。	(6) <u>その他の安全対策</u> a. <u>消火設備</u> <u>火災の防護に必要な「消火機能」及び性能は、各建屋を解体する前まで維持管理する。</u> 5. そ の 他 解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前		変 更 後		備 考
第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（ 1 ／ 8 ）				
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持台数 [※]	要求される機能 維持期間
原子炉施設の一環構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋	1 式	放射線遮へい機能 放射性物質漏えい防止機能 総源となる設備の解体完了まで 管理区域解除まで
		原子炉本体		
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1 式	放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体完了まで
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1 式	
※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。				
注）2号炉、3号炉又は4号炉との共用施設は、2号炉、3号炉又は4号炉で維持管理する。				

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前		変更後		備考
第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（3／8）				
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持台数 [※]	維持期間
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1 式	臨界防止機能
		使用済燃料ピット	1 個	
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ラック	1 式	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料搬出完了まで
		使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1 式	
		使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	
		燃料取替用水タンク	1 基	
				水位及び漏えいの監視機能
			浄化冷却機能	
			給水機能（ほう酸濃度を除く）	
※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。				
注）2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設は、2 号炉、3 号炉又は 4 号炉で維持管理する。				

第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（4／8）				
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持台数 [※]	維持期間
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備）	原子炉補助建屋排気管	1 基	放射性気体廃棄物の処理完了まで
		廃液貯蔵タンク	1 基	
	液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）	冷却材ドレンタンク	1 基	放射性液体廃棄物の処理完了まで
		補助建屋冷却材ドレンタンク	1 基	
		補助建屋機器ドレンタンク	1 基	
		補助建屋サンプタンク	1 基	
		格納容器サンプ	1 基	
			放射性廃棄物処理機能	

※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。				
注）2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設は、2 号炉、3 号炉又は 4 号炉で維持管理する。				
・実用炉規則の改正に伴う変更 （「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更）				

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（ 5 ／ 8 ）												・ 実用炉規則の改正に伴う変更 （「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更）
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称		維持台数*	要求される機能	維持期間						
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	固定エリアモニタ（ドラム読書、使用済燃料ピット付近）	各 1 台	放射線監視機能	関連する設備の供用終了まで						
			固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ）	1 台								
	屋外放射線管理用の主要な設備	排気モニタ	原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ	1 台	放射管理機能	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理完了まで						
			原子炉格納容器排気筒ガスモニタ	1 台								
		排水モニタ	液体廃棄物処理設備排水モニタ	1 台								
※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。												
注）2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設は、2 号炉、3 号炉又は 4 号炉で維持管理する。												

第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（ 6 ／ 8 ）											
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称		維持台数*	要求される機能	維持期間					
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		1 基	放射性物質漏えい防止機能（事故時の気密性及び格納容器腐蝕等による放射性物質漏えい防止機能は除く。）	管理区域解除まで					
		その他の主要な事項	原子炉格納容器換気設備	格納容器給気ファン	1 台		換気機能				
	格納容器給気ユニット			1 基							
	格納容器排気ファン			1 台							
	格納容器排気ユニット			1 基							
	原子炉格納容器排気筒			1 基							
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	ディーゼル発電機		1 台	電源供給機能（自動起動機能及び自動給電機能は除く。）	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料搬出完了まで					
		蓄電池		1 組	電源供給機能	建屋解体前まで					
	※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。										
注）2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設は、2 号炉、3 号炉又は 4 号炉で維持管理する。											

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（ 7 / 8 ）												・ 実用炉規則の改正に伴う変更 （「六 性能維持施設」に記載したことに伴う変更）
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持台数 [※]	要求される機能	維持期間							
その他主要施設	原子炉補助機冷却海水設備	海水ポンプ	1 台	冷却機能 （自動起動機能は除く。）	1 号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料デットに貯蔵している使用済燃料輸出完了まで							
		原子炉補助機冷却熱交換器	1 基									
		原子炉補助機冷却水ポンプ	1 台									
		原子炉補助機冷却サージタンク	1 基									
	原子炉補助建屋換気設備	補機室給気ファン	2 台	換気機能	管理区域解除まで							
		補機室給気ユニット	1 基									
		補助建屋排気ファン	1 台									
		補助建屋排気ユニット	1 基									
		原子炉補助建屋排気筒	1 基									
	※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。											
注）2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設は、2 号炉、3 号炉又は 4 号炉で維持管理する。												
第 6.1.1 表 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間（ 8 / 8 ）												
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	維持台数 [※]	要求される機能	維持期間							
その他主要施設	消火設備	消火配管	1 式	消火機能	各建屋解体前まで							
		消火栓	1 式									
	照明設備	非常用照明	1 式	照明機能								
※：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。												
注）2 号炉、3 号炉又は 4 号炉との共用施設は、2 号炉、3 号炉又は 4 号炉で維持管理する。												

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類六 追補 1 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補

「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補の記述の一部を、
玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表
の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
目 次 追補 1 「<u>2. 維持管理に関する内容</u>」の追補 I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 6・追・1 II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について 6・追・3 III. 玄海 1 号炉 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について 6・追・17 IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について 6・追・33	目 次 追補 1 「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補 I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 6・追・1 II. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について 6・追・3 III. 玄海 1 号炉 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について 6・追・17 IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について 6・追・33	・実用炉規則の改正に伴う変更 (追補箇所変更の反映)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
追補 1 「<u>2. 維持管理に関する内容</u>」の追補 添付書類六「<u>2. 維持管理に関する内容</u>」の記述に次の通り追補する。 I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 1. はじめに 「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 13112716 号 原子力規制委員会決定）」の「Ⅲ. 2. (1) 解体対象となる施設及びその解体の方法」において、「使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の<u>重大事故対策設備</u>の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること」を要求されている。 4. <u>重大事故対策設備</u>の必要性について 使用済燃料の健全性評価及び未臨界性評価結果から、使用済燃料ピット水が全て喪失した場合でも、使用済燃料の健全性が保たれ、臨界を防止できることを確認した。 以上のことから、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故対策設備</u>は不要である。	追補 1 「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の追補 添付書類六「<u>3. 性能維持施設の機能及びその性能</u>」の記述に次の通り追補する。 I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 1. はじめに 「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 13112716 号 原子力規制委員会決定）」の「Ⅲ. 2. (1) 解体対象となる施設及びその解体の方法」において、「使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の<u>重大事故等対処設備</u>の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること」を要求されている。 4. <u>重大事故等対処設備</u>の必要性について 使用済燃料の健全性評価及び未臨界性評価結果から、使用済燃料ピット水が全て喪失した場合でも、使用済燃料の健全性が保たれ、臨界を防止できることを確認した。 以上のことから、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。	・実用炉規則の改正に伴う変更 (追補箇所変更の反映) ・「廃止措置計画審査基準」の改正に伴う変更

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書

廃止措置の実施体制に関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 2. 廃止措置に係る経験 当社は、昭和 50 年 10 月に玄海原子力発電所 1 号炉の営業運転を開始して以来、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所において計 6 基の原子力発電所の運転を 40 年以上行っており、原子炉施設の運転及び保守について、多くの<u>保守管理</u>、放射線管理等の経験及び実績を有している。 廃止措置の実施に当たる組織はこれらの経験を有する者で構成し、これまでの原子炉施設の運転及び保守における経験を活かすと共に、国内外における廃止措置の調査も踏まえ、廃止措置期間において適切な解体撤去、設備の維持管理、放射線管理等を安全に実施する。	添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 2. 廃止措置に係る経験 当社は、昭和 50 年 10 月に玄海原子力発電所 1 号炉の営業運転を開始して以来、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所において計 6 基の原子力発電所の運転を 40 年以上行っており、原子炉施設の運転及び保守について、多くの<u>施設管理</u>、放射線管理等の経験及び実績を有している。 廃止措置の実施に当たる組織はこれらの経験を有する者で構成し、これまでの原子炉施設の運転及び保守における経験を活かすと共に、国内外における廃止措置の調査も踏まえ、廃止措置期間において適切な解体撤去、設備の維持管理、放射線管理等を安全に実施する。	・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書の記述の一部を、玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
添付書類九 <u>品質保証に関する説明書</u> 廃止措置期間中における <u>1 号原子炉施設の品質保証計画</u>については、<u>「原子炉等規制法」第 43 条の 3 の 22 第 1 項、「実用炉規則」第 69 条、第 70 条、第 71 条及び第 92 条第 3 項に基づき、「保安規定」において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画を定め、「保安規定」、「原子力発電所品質マニュアル（要則）」及びそれらに基づく下部規定により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、<u>これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成及び維持向上を図ることとする。</u></u> また、<u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。</u> 品質保証計画の下で「添付書類六 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書</u>」の廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその他の設備の保守管理等の廃止措置に係る <u>これら 1 号原子炉施設の業務</u>を実施する。	添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u> <u>1. 概要</u> 廃止措置期間中における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保するため、<u>原子炉設置許可申請書本文十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に定める。</u> <u>品質マネジメントシステム計画では、社長を経営責任者とし、品質マネジメントシステムを確立し、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力の安全を確保する。また、品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。</u> <u>2. 品質マネジメントシステム</u> <u>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u> <u>(2) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (法令記載内容の反映) ・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	a. <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を規定文書に明確に定める。</u> b. <u>プロセスの順序及び相互関係を明確に定める。</u> c. <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この、保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第 5 条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u> d. <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u> e. <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u> f. <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u> g. <u>プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u> h. <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に對立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u> <u>(3) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>考慮した効果的な取組みを通じて、次に掲げる状態を目指していることをいう。</u> a. <u>原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。</u> b. <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u> c. <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> d. <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> e. <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> f. <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> g. <u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> h. <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要な情報の伝達を行っている。</u> <u>(4) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u> <u>(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>3. 経営責任者等の責任</u> <u>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによ</u> <u>って実証する。</u> <u>(1) 品質方針を定める。</u> <u>(2) 品質目標が定められているようにする。</u> <u>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</u> <u>(4) マネジメントレビューを実施する。</u> <u>(5) 資源が利用できる体制を確保するようにする。</u> <u>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにする。</u> <u>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させるようにする。</u> <u>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u> <u>4. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u> <u>4.1 個別業務に必要なプロセスの計画</u> <u>(1) 保安に関する組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）を策定する（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことに</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>より起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。)</u> <u>とともに、そのプロセスを確立する。</u> <u>(2) 保安に関する組織は、(1)で策定した計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u> <u>(3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u> a. <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果。この起こり得る結果には、組織の活動として実施する次の事項を含む。</u> <u>(a) 当該策定又は変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価</u> <u>(b) 当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置</u> b. <u>機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</u> c. <u>機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</u> d. <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準</u> e. <u>個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 （記載の充実）

注）下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	要な記録 <u>(4) 保安に関する組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u> 4.2 個別業務の管理 <u>保安に関する組織は、個別業務計画に基づき個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適するように実施する。</u> <u>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。</u> a. 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 b. 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 <u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u> <u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</u> <u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</u> <u>(5) 監視測定を実施している。</u> <u>(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</u> 4.3 評価及び改善 4.3.1 監視測定、分析、評価及び改善 <u>保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>4.3.2 不適合の管理</u> <u>(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</u> <u>(2) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u> a. <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</u> b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</u> c. <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</u> d. <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</u> <u>(3) 保安に関する組織は、(2)a. に基づく措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u> <u>4.3.3 継続的な改善</u> <u>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない。

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
	<u>5. 廃止措置に係る業務</u> <u>廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。廃止措置に係る工事、性能維持施設の施設管理等の廃止措置に係る業務は、品質マネジメントシステム計画のもとで実施する。</u>	・実用炉規則の改正に伴う変更 (記載の充実)

注) 下線は変更箇所を示すものであり、変更事項には含まない